

3.6 施設管理課・施設整備課

【施設管理課】

- 1 清掃施設の管理の総括に関すること。
- 2 清掃施設の計画及び設置等に関すること。
- 3 廃棄物処理の調整に関すること。
- 4 清掃事業に係る用地の取得及び支障物件の移転補償並びに代替地の取得及び処分に関すること。
- 5 廃棄物処理の調査研究及び廃棄物処理施設の検査に関すること。
- 6 廃棄物空気輸送管路施設に関すること。
- 7 中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターに関すること。
- 8 処理場管理事務所及び各清掃工場との連絡調整に関すること並びにこれらの主管に属しないこと。

【施設整備課】

- 1 清掃施設の工事等に関すること。
- 2 清掃施設の保守整備に関すること。
- 3 清掃工場の定期整備等の設計・発注に係る調整に関すること。
- 4 清掃施設の整備計画の調整に関すること。

各清掃工場において、消耗品等の購入に充てられる運営管理費の過去5年間の推移は以下のとおりである。

歳出		単位：千円				
事業	小事業名	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算
焼却処分費	発寒清掃工場運営管理費	472,492	465,344	481,516	644,449	547,085
	駒岡清掃工場運営管理費	487,983	516,997	439,977	513,471	538,621
	白石清掃工場運営管理費	1,104,767	1,149,624	1,162,919	1,262,889	1,055,733
	22年度からの事故繰越	7,780				
計		2,073,022	2,131,965	2,084,413	2,420,810	2,141,439

(包括外部監査人作成資料)

また、各清掃工場における過去5年間の整備費の推移は、以下のとおりである

歳出		単位：千円				
事業	小事業名	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算
清掃工場 整備費	発寒清掃工場整備費	443,126	138,774	287,131	441,269	1,083,205
	駒岡清掃工場整備費	586,248	713,254	590,911	713,048	494,501
	白石清掃工場整備費	269,821	351,250	555,323	866,618	643,040
	22年度からの繰越額					
	焼却灰リサイクル事業費	36,540				405,000
	白石清掃工場灰溶解施設 改修費	29,672	28,871	134,962	265,362	
	発寒破碎工場復旧整備費			40,437	638,531	
	白石清掃工場高効率機能 維持整備費				493,000	817,000
計		1,365,407	1,232,149	1,608,763	2,924,828	3,442,746

(包括外部監査人作成資料)

上記、各課の所掌する業務について、外部監査を行った結果は次のとおりである。

I-1 業務の概要

本庁施設担当部では、毎年度各清掃工場の修繕等維持管理関係予算の取りまとめを行っており、予算の制限もあるところから、優先順位をつけ最終的に予算計上している。その結果、工場の維持管理に係る必要予算の計上が先送りになる修繕等も存在する。これらの実質的な影響として、維持管理に係る故障のリスクを各清掃工場へ押し付けしている場合がある。各清掃工場でのその対処方法として、別途清掃工場へ少額修繕等に充てられるべき経常予算で、突然の故障に備えるための消耗品等の大量購入につながっている場合があると考えられる。これら購入された消耗品等は現場での現品管理となっているが、棚卸表をつけて出し入れが記録されたりしている訳ではない。

〈修繕維持工事の先延ばしの例〉

- ・ 発寒破碎工場

回転ごみ供給コンベア部品交換予算 35,000 千円を平成 25 年度から平成 30 年度へ
 剪断破碎機用油圧工事予算 54,000 千円を平成 26 年度から平成 29 年度（予定）へ
 コンプレッションフィーダ工事予算 147,000 千円を平成 21 年度から平成 31 年度へ

- ・ 白石清掃工場

焼却炉レンガ耐火物補修工事 300,000 千円を平成 28 年度から 3 年間で補修工事であったものを平成 28 年度から 12 年間の期間延長

II-1 監査の内容

修繕工事に係る予算の先延ばしによる影響について、消耗品等の購入状況や現場での対応など、資料及びヒアリングによる監査を行った。

III-1 監査の結果及び理由

【意見】

修繕予算の制約の中で優先順位をつけるのは理解できるが、予算付けされなかったことにより修繕が遅延となり、結果として予算付けされ修繕が行われるまでの期間について故障リスクが発生している点を認識するべきである。各清掃工場の予算要求事業調書をもとに故障リスクの検証を行うべきである。また、購入後、在庫として残っている消耗品等について適正に管理すべきである。

【理由】

各清掃工場では毎年度施設担当部へ、修繕工事、設備工事等の予算要求を行っている。各清掃工場からの要求とりまとめ時には、財政的な制約から優先順位を決定し、環境事業部としての予算要求を行っている。これらの予算要求プロセスは通常のことであるが、施設担当部として、要求が認められなかった工事等があると、潜在的に清掃工場等において故障発生リスクが存在することになる。

各清掃工場等ではその対応策として、各清掃工場へ割り当てられた経常予算から予備品等の部品購入へ充てる措置でしのぐ傾向が強くなっている。現場対応としてはやむを得ない場合もあるが、そのことが過剰な予備品となっては問題である。修繕等についての予算執行の最適化を目指して、施設担当部はバランスのとれた施設整備計画と現場の設備管理状況の把握に努めるべきである。

I-2 業務の概要

清掃工場、処理場管理事務所、埋立処理場では、部品工事等について一定価格範囲において、その管理事務所等でその権限において部品購入、工事発注のための入札作業が行われる。各清掃工場などでは本庁とは違い、入札行為に充てられる人員も限られている。

- ・ 駒岡清掃工場～工場入口駆動装置移動工事
 予定価格 落札率 99.5%
- ・ 処理場管理事務所～クリーンセンターポンプ部品
 予定価格 落札率 99.9%

追加依頼した処理場管理事務所での入札結果は、以下のようになっている。

H27 入札結果

日付	執行名称	落札率
5/11	バックホー借受	99.3%
5/11	ブルドーザー借受	99.6%
5/11	乾式脱硫剤（山口処理場）	84.7%
5/11	酸性ガス処理用活性炭（山口処理場）	84.7%
5/25	山口処理場管理等便所ドアほか修繕	82.6%
6/26	ブルドーザー借受（第3山口）20t級	99.3%
6/26	バックホー借受（第3山口）0.7m ³ 級	86.7%
6/30	第2山縁低圧ケーブル修繕	92.1%
8/3	山本東地区水処理施設回転円板 変速機修繕	96.6%
8/26	第3山口処理場搬入路街灯幹線 ケーブル修繕	97.9%
8/27	破砕ポンプ部品ほか（クリーンセンター）	99.9%
11/25	山本処理場集水マンホール送水設備修繕	93.3%

（環境事業部作成資料）

II-2 監査の内容

落札率99%以上の工事等について、サンプリングにより落札状況を確認し、資料及びヒアリングによる監査を行った。

III-2 監査の結果及び理由

【意見】

発注者側で積算できない部品等消耗品購入や修繕工事について、参考見積提出業者と落札業者が一致しているかどうか、入札担当者とは別の者が定期的に確認し、継続して参考見積提出業者と落札業者が同一の状況が続くのであれば、参考見積提出業者の入替えなどを検討し、チェック体制を充実させる必要である。

【理由】

一般的に落札率が95%を超えた落札があった場合には、その入札についての妥当性のチェックを行うことが求められている。各清掃工場等では人員が限られている中で入札作業を行っているが、より確実な牽制制度のもとで入札作業を行うことが必要である。

なお、資料からは明らかに違法性のあるケースは発見できなかった。

I-3 業務の概要

札幌市では、厚別地区と真駒内地区の一部に熱供給事業を行っている北海道地域暖房株式会社に長期間にわたり、経営支援を続けている。

北海道地域暖房(株)の沿革は、以下のとおりである。

・ 会社設立の経緯

昭和45年10月に設立。設立理由は、札幌市が市内の開発計画に伴い、その地域に公害の排出が少ない地域暖房方式の採用を検討し、その普及及び推進指導を行うための試験的モデルと位置付けていた厚別地区に係る地域暖房計画の実施主体として選定された民間企業が、複数の関係企業で新会社を設立することにより強力に計画を推進するためのものであった。当初の株主は民間企業4社で、札幌市は昭和47年4月から運営参画し、当時の出資割合は25%の5,000万円であった。その事業の地域的範囲は、厚別地区と真駒内地区の一部であり、その地域へ暖房熱の供給を行っている。

・ 事業変遷

当初の事業計画の見込みの甘さと推測されるが、事業開始後すぐに経営難となる。昭和48年5月には経営不振となり、北海道地域暖房(株)から事業撤退の申入れがあった。しかし、札幌市から事業継続の強い要請があり、最終的に熱供給に関する点と財務的支援の協議がまとまり、以後、継続的に札幌市の支援を受けながら経営がなされ現在に至っている。

現在までの支援内容は、以下のとおりである。

〈財務的支援〉

・ 運転資金としての貸付額（金利は3.75%から1.7%）

昭和49年度から昭和56年度まで 5億円

昭和57年度から平成15年度まで 7億円

平成 16 年度	4 億円	
平成 17 年度	2 億円	※ 平成 17 年度をもって完済

〈ランニングコスト削減支援〉

- ・ 昭和 49 年に当時の厚別清掃工場と熱供給施設を併設し、余熱の提供を開始。
- ・ 昭和 60 年には真駒内地区へ駒岡清掃工場の余熱の提供を開始。
- ・ 平成 14 年に厚別清掃工場の廃止により、余熱供給ができなくなる。その代替策として札幌市はごみ資源化工場で製造された R D F（ごみを再資源化して製造する固形燃料）の低価格での供給、及び無償での施設建設支援を決定し、事業継続となった。さらに札幌市へ支払う使用料等の減免も行った。これらの支援期間は当初、平成 24 年度までとなっていたが、その後も余熱や R D F を補う熱源となる天然ガス等燃料の値上げなどがあり、現在も支援を継続中である。

主な支援内容としては、以下のとおりである。

- ・ 土地、建物使用料減免額（平成 15 年から平成 22 年まで） 186,836 千円
- ・ R D F 導入に伴う設備補助金約 900,000 千円、及び間接補助金（N E D O）900,000 千円。
- ・ R D F 価格減免額（平成 14 年から平成 24 年まで）215,341 千円
- ・ 焼却灰埋立手数料減免額（平成 20 年から平成 25 年まで）283,195 千円

平成 24 年度までの支援終了との計画が終了できなかった理由の一つに、ごみ資源化工場で製造している R D F の生産量が札幌市全体でのごみ排出量の減少により、予想の 2 分の 1 程度しか製造できないことがある。そのため、新たに別途、熱源調達のために天然ガス、重油等の購入が必要となったが、昨今の原油等の値上げの影響を受け、コスト増加となったことが大きい。そのため北海道地域暖房㈱から支援の継続を平成 26 年に要請され、駒岡清掃工場の余熱蒸気量の供給増加により、資金的な支援を行わず、支援継続が決定された。その内容は、平成 26 年から平成 29 年までの予定で資金支出はないが、札幌市の売電が若干減少するため、実質的な負担として年間 1,400 万円となる。ただし、北海道地域暖房㈱から徴収する蒸気料金も改定し、実質的負担が札幌市に生じないように措置している。

北海地域暖房株式会社の財務内容

損益計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
収益の部		費用の部	
営業収益	1,396,142	営業費用	1,286,906
熱配給事業営業収益	1,323,872	熱供給事業営業費用	1,249,039
温熱料	988,430	製造費	693,942
給湯料	267,143	供給販売費	400,890
営業雑収益	68,297	一般管理費	154,205
熱供給事業外営業収益	72,270	熱供給事業外営業費用	19,867
営業外収益	11,812	営業利益	127,236
受取利息	13	営業外費用	23,447
雑収入	11,798	支払利息	9,032
		雑支出	14,414
		経常利益	115,601
		減損損失	63,284
		税引き前当期純利益金額	52,317
		法人税等	37,137
		法人税等調整額	△ 14,845
		当期純利益	30,025

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	1,899,450	固定負債	326,866
熱供給事業固定資産	1,863,282	長期借入金	207,400
有形固定資産	1,845,760	退職給付引当金	103,282
製造設備	4,921,897	役員退職慰労引当金	7,744
減価償却累計額	△ 3,892,517	リース債務	7,339
供給設備	7,687,566	その他固定負債	1,100
減価償却累計額	△ 6,882,266		
業務設備	62,528	流動負債	1,305,061
減価償却累計額	△ 51,448	一年以内に期限到来の固定負債	53,200
無形固定資産	17,522	短期借入金	900,000
熱供給事業外固定資産		買掛金	33,357
投資その他の資産	36,168	未払金	88,083
繰延税金資産	36,168	未払費用	9,459
		未払法人税等	40,929
流動資産	365,121	預り金	1,139
現金及び預金	38,551	賞与引当金	18,208
売掛金	243,335	諸前受金	95,210
完成工事未収入金		リース債務	3,249
諸未収入金	1,133	資産除却債務	60,000
貯蔵品	40,344	その他流動負債	2,224
商品	508		
前払金	740	負債合計	1,631,927
前払費用	10,540	株主資本	632,644
繰延税金資産	30,867	資本金	800,000
その他流動資産	130	利益剰余金	△ 167,355
貸倒れ引当金	△ 1,029	その他利益剰余金	△ 167,355
		繰越利益剰余金	△ 167,355
		純資産合計	632,644
資産合計	2,264,572	負債純資産合	2,264,572

(北海道地域暖房(株) 平成27年度財務諸表より外部監査人作成)

また、札幌市ではR D F貯蔵施設管理業務として、北海道地域暖房(株)に以下の委託費の支払いを行っている。

R D F貯蔵施設管理業務委託費

- ・ 平成23年度 21,000千円
- ・ 平成24年度 21,000千円
- ・ 平成25年度 21,000千円
- ・ 平成26年度 21,600千円

- ・ 平成 27 年度 21,600 千円

II-3 監査の内容

北海道地域暖房㈱への支援の現状や支援理由について、その妥当性及び資金的支援を行わないことになっている状況などについて監査を行った。

III-3 監査の結果及び理由

【意見】

北海道地域暖房㈱に対する平成 26 年協力スキームにおいて、資金支出はせず、駒岡清掃工場からの余熱の提供による支援のみとなっている。しかし、厚別清掃工場廃止に伴う熱源移行における北海道地域暖房㈱に対する支援策として、R D F 安定供給のために札幌市が建設した R D F 専用貯蔵施設の管理について委託費として北海道地域暖房㈱へ支払っている。これには合理的理由は無く、北海道地域暖房㈱に対する支援とも受け取れるものである。北海道地域暖房㈱は、市営住宅等へ暖房熱供給を行っており、公共性の高い私企業として札幌市が支援すべきものと判断しているのであれば、札幌市全体で検討して支援を実施すべきであり、委託業務として支出する方法については見直しを含め協議すべきである。

【理由】

北海道地域暖房㈱の現状について、外部監査人として分析した結果は以下のとおりである。

- 1 資金支出はしないことになっているが、貯蔵施設の管理について委託費として支援している。
- 2 平成 26 年度では債務超過までとはいえない財務状況である。
- 3 他の大口株主、大口債権者の支援策がない。札幌市のみの支援について合理的理由はない。
- 4 収益減少は続いているが、燃料価格が下落してコスト減となる場合があり、一定の見極め必要。
- 5 燃料である R D F 生産について減少傾向の歯止め策はないため、いずれ R D F 生産中止の可能性もあり、そのような場合にどうするか検討が必要である。
- 6 過去の投資実績と比較して今後 5 年間の投資計画では投資予定額が実績額よりかなり

小さく、突発的な投資や修繕の発生に対して見通しが甘いと推測される。

設備投資実績（2000～2015年度）

（単位：百万円）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
製造設備	42	67	2,633	200	33	15
供給設備	238	108	67	59	110	90
その他	0	0	0	2	3	1
計	280	175	2,700	261	146	106

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
製造設備	248	69	132	47	77	56
供給設備	60	108	92	69	40	27
その他	2	14	5	9	63	
計	309	191	228	125	180	84

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	合計
製造設備	61	91	44	25	3,840
供給設備	49	170	73	102	1,462
その他	1	9	1	23	133
計	111	270	118	150	5,434

1年あたりの平均投資額（実績）339.6百万円

設備投資計画（2016～2020年度）

（単位：百万円）

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計
製造設備 (ボイラー等)	厚別	96	70	60	59	50	334
	真駒内	7	2	2	1	0	12
供給設備 (導管等)	厚別	123	113	103	105	110	553
	真駒内	35	0	0	6	7	48
その他 (メーター等)	本社	9	3	3	3	3	21
	厚別	2	4	1	4	4	15
	真駒内	2	0	1	1	0	5
計		274	192	169	178	174	987

1年あたり平均投資額（計画）197.4百万円

（北海道地域暖房㈱作成資料）

7 財務諸表における固定資産に占める減価償却累計額の割合が高く、取替投資の時期が数年のうちに到来するのではないかと危惧される。

減価償却累計額合計 10,826,231千円 / 有形固定資産取得価額合計 12,671,991千円 = 85.4%

以上の点を踏まえると、将来的にも支援が必要となるリスクが存在する企業である。具体的に事業継続のための支援期間や事業継続のための抜本的改善等の決定がなされていない。その状況で支援継続することは問題の先延ばしである。一方で委託費としての支援継続もいつまで継続するかも決定されておらず、このまま委託費の支出が継続する可能性が高い。

I-4 業務の概要

札幌リサイクル公社は、設立時の平成6年当時に分別されていない建設系廃棄物から資源として再利用できる金属、木材などを選別破碎し、リサイクル及び減容化することにより埋立地を延命化するとともに、建設業者の不適正処理を防止すること、平成6年から基盤造成を開始したリサイクル団地を管理運営すること等を目的に札幌市が主体となって設立された。しかし、平成14年5月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）が完全施行され、排出業者は建設解体現場において分別して、資源物は再資源化施設に持ち込むことが義務づけられた。この法律の効果により建設業界においてはコスト削減意識の向上につながった。さらにリサイクル市場の成長、行政機関からの監督指導などの効果もあり、分別されていない建設系廃棄物の減少となった。その影響を強く受けた札幌リサイクル公社は経営難に陥り、平成21年3月末をもって解散清算となった。

その解散時において、札幌リサイクル公社所有の資産売却の必要性が生じ、その有する資産すべての処分価額を札幌市が算出し、購入し利用することとなった。購入資産の内訳は建物、付属設備、構築物、機械設備など多岐にわたるものであったが、建物等は現在、雑がみ選別センターとして使用されており、購入後有効利用ができたものもあった。

札幌市が解散時に購入した資産の内訳（単位：千円）

種類	取得価額	解散時の処分価額
建物	798,147千円	515,946千円
機械設備	51,652千円	10,340千円
電気設備	50,077千円	9,981千円
消火設備	4,113千円	2,715千円
外構工事	169,604千円	55,589千円
トラックスケール棟	4,834千円	3,105千円
機械装置一式	610,534千円	120,852千円
合計	1,688,961千円	718,528千円

（包括外部監査人作成資料）

II-4 監査の内容

札幌リサイクル公社から解散時に購入した資産を有効に活用しているか、また、購入時にその必要性があったのか、また、購入理由に妥当性があったのか、監査を行った。

III-4 監査の結果及び理由

【指摘事項】

札幌リサイクル公社解散時における資産の処分価額の8割以上を占める建物、及びその付帯設備並びに計量設備を雑がみ選別センターへ転用することで、建設費、工期の大幅な節減を図っている。しかし、機械装置については購入後、使用していない。その金額は1.2億円を超えており使用できない場合にはその損害も多額である。現時点で考えると見通しが甘い購入計画であったと判断せざるを得ない。今後、使用できるものについては、移設等で活用すべきである。

【理由】

札幌リサイクル公社は、札幌市が資源物のリサイクル化及び埋立地の延命を目的として設立したが、その後、国において建設リサイクル法等の法整備を行い、排出業者の意識向上や行政の監督が功を奏し、対象となる廃棄物減少により、経営困難となったものである。その解散までの間、札幌市が種々の財政支援を行ってきたが、厳しい経営見通しの中、清算処理となった。清算時の処理として、札幌市が購入した資産を適正な処分価額で取得しているため、取引価格としての問題は発見されなかった。しかし、購入した資産の中の機械装置については、当初大型ごみ等の処理を計画したが、新たな分別区分となった雑がみの搬入量が多く、その選別に専念することや、市民の協力による破碎対象ごみの減少により運転する機会がなかった。その後、有効利用を検討したものの、結果として使用されていない実態をみると、現時点においては見通しが甘い購入計画だったと判断せざるを得ない。

I-5 業務の概要（リサイクル団地内の施設の備品管理）

リサイクル団地内における札幌市保有施設の管理業務は環境事業公社が行っているが、施設管理課においても環境事業公社との連絡を基に施設の運営状況を定期的に視察してい

る。

II-5 監査の内容

リサイクル団地に往査し、設置されている簿冊を確認するとともに必要に応じてヒアリングを実施した。

III-5 監査の結果及び理由

プラスチック選別センター（札幌市保有、環境事業公社使用）の会議室の机、椅子、映写設備等に備品整理票が貼付されていなかった（札幌市、環境事業公社双方）。

これらの備品は解散した札幌リサイクル公社のものと推測される。

【意見】

施設管理課は定期的に環境事業公社と連絡を取り合い、プラスチック選別センターにおいて、所在不明の備品がないかを確認する必要があるといえる。仮に所在不明の備品が発見された場合は、環境事業公社と協議し、備品の帰属を明確にするべきである。

施設管理課はリサイクル団地内の他の施設においても、札幌市の備品となる可能性がある備品がないかを再度確認する必要がある。

【理由】

備品の所属が曖昧だと、資産の紛失があっても誰も気が付かないこととなる。また、資産の流用が生じる可能性が高まる。

特にリサイクル団地には多くの施設があるため、所属が曖昧な備品等が存在している可能性が高いと言える。

1-6 業務の概要（ごみの計量システムと計量）

各清掃工場、破砕工場、埋立処理場にある計量所は、業務委託している。自己搬入車は有人の計量所を往復計量し、その重量差にごみ処理手数料単価をかけて料金の精算をしている。他方、清掃事務所の車両等はあらかじめIDカードを有しているため、無人の計量所を搬入時の片道だけで計量することとなる。

よって、自己搬入車両の場合は車両番号や車種、ごみ種等を手入力する必要があるが、I Dカードがある車両の場合はこれを読み取らせるだけで特に手入力の必要がない。自己搬入の場合は手入力による人的ミス減らすこと、I Dカードを使う車両についてはI Dカードを正しく使うことが重要と考える。

II-6 監査の内容

各清掃工場、各埋立処理場の計量所に往査し計量所における業務を確認、必要に応じて委託業者にヒアリングを実施した。また、ごみの計量システムから出力される紙ベースの履歴（以下「ジャーナル」という。）を査閲して、問題点があれば清掃工場の担当者等にヒアリングを実施した。さらに、主にジャーナルの修正を業務課から依頼される施設管理課処理計画係にもヒアリングを実施した。

III-6 監査の結果及び理由

各清掃工場、各埋立処理場のジャーナルを確認したところ、以下のような問題点が発見された。

- 1 カードリーダーの試験データの入力と削除が見られた。データそのものの正確性に問題はないが、システムについて自由に入力、削除がされることには問題があるといえる。

該当：駒岡清掃工場

- 2 他の清掃事務所の地区にごみが大量にある場合、応援収集を行うが、その際に計量所で使うI Dカードは普段、担当している地区のカードを使うため、一時的に所属コードが異なることとなり、ジャーナルのデータを訂正する必要があるが生じる。

該当：駒岡清掃工場、白石清掃工場

- 3 ジャーナルを訂正する際には、過去の日付のデータも訂正されている。訂正自体に問題はないが、頻度が多いと言える。頻度を少なくする工夫が必要である。

- 4 特に委託車両については、同じ車両内に複数のI Dカードが積まれている。このため、搬入時に誤って違う清掃事務所分のカードが使用されることがあり、所属コードが異な

る結果となっている。また、カード誤りは車両重量を誤る可能性もある。

該当：山本処理場、発寒清掃工場

5 IDカードそのものを忘れたため、手入力に対応しているケースがあり、この際に入力誤りが生じている。

該当：白石清掃工場、山口処理場

6 自己搬入の車についてごみを下した後の車両重量が、ごみを下す前の総重量を上回っており、車両重量のデータを減少もしくは総重量のデータを増加させてごみ量を訂正している。

該当：各清掃工場、各埋立処理場

7 訂正前と訂正後でデータの変更がないケースがある。訂正モードにした後に訂正をしなかったためこのような事態になった。

該当：山口処理場

8 自己搬入車について精算時に誤って受付時の整理券番号と異なる番号のデータを呼び出したため、以後データの追加、訂正を行うこととなった。

該当：駒岡清掃工場

9 データ訂正を二度にわたって行っている。

該当：ごみ資源化工場

10 カードの動作確認、メンテナンスデータの入力が必要な行為であるが、本来のデータと混同する可能性のあるデータが散見された。

該当：各清掃工場、各埋立処理場

【意見】

ごみの計量データについて、必要があればデータを訂正すること自体に問題はないといえるが、計量業務受託者等に計量データの削除、訂正を自由にさせないためには、システムより日々出力される紙ベースのジャーナルを各清掃工場、各埋立処理場の担当者が確認する体制が必要である。現在、各埋立処理場のジャーナルについては、処理場管理事務所

に送られるため、ジャーナルをチェックする際に時間が置かれることとなる。各埋立処理場においても責任者がジャーナルをチェックする体制が望まれる。

このため、データの削除・訂正が行われた場合、その記録を業務日報等により報告させ、担当者がジャーナルと併せて内容を確認し、各清掃工場長、各埋立処理場長の確認、決裁を受けるべきである。

自己搬入の往復計量の際、持ち込んだ重量が少ない場合、復路計量が往路計量よりも重い現象が生じる場合がある。この場合、計算に誤差が生じていると認められる場合には、復路計量時データを基準に総重量を訂正（増加）する方式に統一することを事前に決めるべきである。

また、ごみを実際に清掃工場に運ぶ車両を管理している清掃事務所や清掃事務所を統括している業務課と連携して計量を確認することが必要である。

なお、計量システムに手入力する場合、人的エラーが発生する可能性が高まることから、データの訂正を最低限に抑えるためにも I Dカードの誤使用を減らすように各清掃員に注意を促す必要がある。

【理由】

- 1 計量を間違えると受け取るべき手数料を適切に把握できず、手数料の徴収漏れ、もしくは過徴収が発生する。結果として歳入、歳出を正確に確定することができなくなる。
- 2 データを自由に訂正、追加、削除できれば、請求金額を自由に訂正できるため、自己搬入等において不正が発生する可能性がある。

また、北海道循環資源利用促進税の計算も正しくできない可能性が生じる。

- 3 日々のジャーナルの結果が正しくないと、ごみ量、ごみ種が正しく日報、月報に反映されない。結果として、札幌市のごみ計画そのものに悪影響を与える。
- 4 特に後日、データの訂正を自由に認めると、データそのものの信頼性が低くなるため、当日のデータ訂正による厳格な手続きが求められる。
- 5 間違えても後で自分達で訂正できるという環境に置かれると、誤りに対する意識が低くなる可能性が生じる。
- 6 ごみ量の訂正をする際の形式を統一した方が、現場での混乱を避けることができるという。
- 7 清掃事務所、業務課と情報共有を密にしないと、何が間違っているか把握することができない。

3.7 清掃工場・破碎工場

- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び焼却処分に関する事。
- 2 発電所の運転に関する事。
- 3 余熱の使用及び供給に関する事。
- 4 粗大ごみ破碎施設の運転に関する事。
- 5 工場施設の維持管理に関する事。
- 6 旧篠路清掃工場施設の維持管理（雑がみ保管を含む。）に関する事。
- 7 ごみ資源化工場に関する事（白石に限る）。

平成28年3月31日現在

	発寒清掃工場	発寒破碎工場	白石清掃工場
事務所住所	西区発寒15条14丁目 1-1	西区発寒15条14丁目 2-30	白石区東米里 2170-1
敷地面積	23,896 m ²	12,214 m ²	100,563.69 m ²
職員数（臨時を含む）	69 人	0 人	68 人
設備の状況	600t/24h (300t/24h×2炉)	回転100t/5h×1、 せん断50t/5h×1	900t/24h (300t/24h×3炉)
事務所総車両数	1 台	5 台	2 台
(内、車種ごと)	ワゴン型乗用車 1 台	破碎物運搬トラック 5 台	ワゴン型乗用車 2 台

平成28年3月31日現在

	駒岡清掃工場	駒岡破碎工場	篠路破碎工場
事務所住所	南区真駒内602	—	北区篠路町福移153
敷地面積	59,430 m ²	駒岡清掃工場 敷地内	篠路清掃 工場敷地内
職員数（臨時を含む）	68 人	0 人	0 人
設備の状況	600t/24h (300t/24h×2炉)	回転50t/5h×1、 せん断75t/5h×2	回転100t/5h×1、 せん断50t/5h×1
事務所総車両数	1 台	—	—
(内、車種ごと)	ワゴン型乗用車 1 台	—	—

※ 発寒清掃工場敷地面積には旧発寒清掃工場用地を、また、白石清掃工場敷地面積には白石清掃事務所用地を含む。篠路清掃工場（平成23年3月末廃止）敷地面積は169,635 m²。

（環境事業部作成資料）

各清掃工場において上記に関して所掌する業務について、外部監査を行った結果は次のとおりである。

I-1 業務の概要

札幌市では、篠路破碎工場及びごみ資源化工場、隣接するチップ工場とそこへ搬入するための計量所の業務について、一括して環境事業公社へ施設管理業務を委託している。

委託業務の内容としては、ごみ資源化工場、チップ工場、破碎工場の設備維持業務、再委託についての管理業務、整備業務、修繕等の管理業務などである。この委託管理対象施設には、環境事業公社が自ら行っているチップ工場及び閉鎖中の職員住宅も管理対象となっている。

過去5年間の委託額

平成23年度	65,250千円
平成24年度	65,100千円
平成25年度	60,008千円
平成26年度	60,042千円
平成27年度	59,900千円

II-1 監査の内容

この委託は複数の工場施設を一括して管理する契約であり、その委託内容について妥当性があるか監査を行った。

III-1 監査の結果及び理由

【指摘事項】

チップ工場については、環境事業公社が自主事業である剪定枝等処理事業を行っている。札幌市が施設管理業務委託費を環境事業公社へ支払うのであれば、その委託費としてのコストを環境事業公社への行政財産使用料に加算して徴収しないと一般的な経済性のある取引としては妥当性がない。また、現在使用していない職員住宅も管理対象となっており、使用しない施設に委託業務を行っていることは不経済であり、是正すべきである。

【理由】

複数の施設を一括で委託した場合のほうが、一般的には経済的、効率的である場合が多い。しかし、今回のように施設の利用状況等を考慮しない契約であると、逆に不経済となる場合あり、施設管理の最終的な責任者である札幌市は、施設の現状把握とその委託内容をチェックすることが重要である。

【意見】

清掃工場の計量所においてサンプリング調査したところ、搬入申込書に記載不備が散見された。札幌市としては委託した業務を検査する立場にあるので、搬入申込書の記載不備が発見された場合は指導すべきである。

【理由】

搬入申込書の作成を排出業者任せにしていると、ずさんな記入となっている場合があると推測される。看板等を入口に立て掛けるなどして正確な申込書記入の協力を求める必要がある。

I-2 業務の概要

環境事業公社では、自主事業としてごみ資源化工場に隣接しているチップ工場において、剪定枝等処理事業を行っている。その事業を遂行するためには、札幌市の行政財産であるごみ資源化工場敷地内のヤード等を使用する必要があるため、環境事業公社は札幌市から行政財産の使用許可を受け、使用料を支払っている。札幌市公有財産規則（昭和39年規則第46号）上、行政財産の目的外使用については、「直接又は間接に市の事務、事業の便宜となるとき又は施設の運営を増進することとなるとき」など、所定の場合に該当するものに限り、札幌市は許可することができるとされている。

1 行政財産使用許可の状況

(1) 土地

篠路清掃工場・ごみ資源化工場内のヤードの使用として、ごみ資源化工場南西側ヤードの一部 1,332.25 m²

(2) 建物

チップ工場の一部 837 m²、計量所 216 m²

その他工作物としてチップ工場内のプラント設備、電気設備等

2 使用目的

剪定枝等処理事業のため

II-2 監査の内容

札幌市が使用許可している行政財産の使用状況について、現地確認等の監査を行った。

III-2 監査の結果及び理由

【指摘事項】

使用許可しているヤードの使用面積について、許可した面積より実際に使用されている面積の方が広い。また、許可した場所は2か所のヤードの一部となっているが、別のヤードも使用されている。そのため、実際の利用範囲は使用許可の申請書に記載されていない場所もある。公有財産管理要領3の現地管理では、現地調査を行い、使用許可を行っている財産の実態把握をすることを求めており、札幌市においても管理責任がある。現在、行政財産の管理は現場責任者へ一任しているが、実際の行政財産の使用状況は許可した面積を大きく超えている時期があり、行政財産の使用許可上、違反状態である。是正すべきである。

【理由】

環境事業公社がチップ工場で行っている事業は、環境事業公社独自の剪定枝等処理事業である。札幌市の行政財産を使用するための申請理由として、環境事業公社では「剪定枝等処理事業は、これまで埋立処分されてきた剪定枝・伐採木等を堆肥や木質燃料にリサイクルし、バイオマス利活用を促進する重要な事業です。本事業は環境事業公社が札幌リサイクル公社から引き継いで6年あまり経過しましたが、剪定枝等の搬入量が変動し事業収入が安定していない状況にあります。このため、今後も健全に事業を継続するためには、札幌市の所有する篠路ごみ資源化工場内チップ工場の破砕機等プラント設備を使用させていただく必要があります。つきましては、事業の公共性並びに安定性のために当該設備の使用料の減免をお願いします。」としている。その申請を受け、札幌市は使用料の一部減免を行い、年間総額約500万円程度で毎年継続して使用許可している。このように、札幌市

では公共的事業と見なし、支援を行っており、その上でさらに使用許可した面積以上の使用を黙認する理由は存在しない。使用許可以上の面積については、追加負担を求めるなどの措置が必要である。

I-3 業務の概要

現在、篠路清掃工場は、その一部を環境事業公社へ札幌市との共同研究事業のために無償使用させており、暖房熱源、電力供給のほか、給排水、火災集中監視以外の焼却プラント設備は稼働停止の状態である。篠路清掃工場が取り壊しとなっていない理由は、隣接している篠路破碎工場及びごみ資源化工場が稼働を継続しており、これらへの電力供給等が必要なほか、跡地利活用が現時点では決定していないことによる。

II-3 監査の内容

休止状態での篠路清掃工場の状況について、どのような管理が行われているのか、資料及びヒアリングによる監査を行った。

III-3 監査の結果及び理由

【指摘事項】

廃止された篠路清掃工場に修繕部品が多数保管されており、予算削減の一方で無駄がある。部品管理の明細を作成して保管状況を把握し、より有効に活用できるよう管理すべきである。篠路清掃工場の管理担当者の説明では、同工場廃止時に修繕部品等のリストを作成し、必要とする他の工場へ移管しているが、その後は当該リストが更新されていない。他の工場へ必要であれば部品の供給も行っているとのことであるが、部品の棚卸明細もない状況では保存管理状況も不明で、紛失盗難等があってもわからないものとなっている。

【理由】

ほとんど休止状態にある篠路清掃工場の保管棚に、部品等がそのまま保管されていることに合理的理由はない。他の工場等で使用するのであれば、その工場へ移管するか、不使用であれば処分等を検討すべきである。

【意見】

現在、稼働停止の状態である篠路清掃工場は、篠路破碎工場及びごみ資源化工場への暖房熱源、電力供給のほか、給排水等を担っているため、業務委託により管理している。篠路破碎工場、ごみ資源化工場稼働との関連で篠路清掃工場の存続期間が決まっていないものであるが、このまま委託継続の方が経済性の観点から有効であるのか、その妥当性を確認する必要がある。

【理由】

篠路清掃工場廃止に伴い篠路破碎工場の破碎後の可燃物は、白石清掃工場での焼却に変更となっている。白石清掃工場には他の清掃工場と異なり、破碎工場が併設されておらず、篠路破碎工場を継続稼働させなければ大型ごみ等の破碎処理が停滞するとの理由がある。

今後数年以内には駒岡清掃工場も建替えが決定されているが、それでも別途、破碎工場が必要であるとする、札幌市全体としての清掃工場のキャパシティの最適化への計画が必要である。

その計画決定までこのまま休止状態の篠路清掃工場の施設管理委託業務の継続をやむを得ないと判断するのかどうか、市民への説明責任が札幌市にあると考える。

I-4 業務の概要（清掃工場・破碎工場の備品の管理）

物品の購入を行った場合、物品出納通知書を作成し、購入金額、納入日等の情報を記録する。物品は会計規則上、備品と消耗品に区別されており、物品が備品である場合には、備品出納簿にて備品の登録を行い、その保有状況を記録している。また、備品使用簿に使用者を記録し管理している。

II-4 監査の内容

物品出納通知書、備品出納簿、備品使用簿を査閲し、簿冊間に齟齬がないことを確認した。

また、工場内を視察し、備品の管理状況についてヒアリングするとともに、備品整理票が備品に貼付されているかを確認した。

Ⅲ-4 監査の結果及び理由

1 備品使用簿の記載漏れについて

下記の防災関連の備品 8 点について、備品使用簿に記載がなかった。

工場名	備品名	管理番号
篠路破碎工場	消火栓ホース	L-08-01~08

【意見】

篠路清掃工場、破碎工場を管理する担当者は、備品使用簿への記載が網羅的にされているか、再度確認をするべきであると考えます。

【理由】

備品使用簿は、備品管理の根幹をなす簿冊である以上、備品使用簿に記載されるべき備品の記載がない場合、備品そのものが無くなっても誰も気が付かない危険性が高まる。また、資産の流用が生じる可能性がある。さらに公的資産である以上、その管理意識は現金の扱いと同様に考えるべきである。

2 備品実査について

各工場視察におけるヒアリングの結果、記録を残した定期的な備品の実査は行われていないとの回答を受けた。

【意見】

各清掃工場、破碎工場において、定期的な備品実査を行う必要がある。備品実査をする際には、備品使用簿、備品出納簿を基に備品実査のためのリストを作り、これを基に備品の実在性、備品の網羅性、備品が当初の目的通りに使用されているかを確認するべきである。

備品実査のためのリストには、備品名、管理番号、備品の購入日、備品の購入金額、保管場所、備品の使用状況、確認欄を記載するべきであるといえる。

【理由】

正しい備品実査とは、備品使用簿に記載されている備品が実際にあることを確かめるこ

と(実在性)、実際に存在している備品が備品使用簿にすべて記載されていること(網羅性)、資産が当初の目的通りに使用されていることを確認することである。

そのためには備品リストを作り、リストに載った備品の有無を確かめるのみならず、建物を含めた敷地全体を計画的に回り、リスト以外の備品がないかを確認することが必要である。

そのためには、備品実査のための計画を事前に立て、これに基づいて備品実査をする必要がある。

また、備品実査は二人一組で行うことが望ましい。一人は現物を確認し管理番号を読み上げる役、もう一人はリストと現物を確認し確認の証跡を残す役をすることによって、より有効な備品実査ができると考える。つまり、実際に現品を確認するだけでなく、その記録を残すことが正しい備品実査には不可欠である。

〈例示〉

備品名	管理番号	購入日	購入金額	保管場所	使用状況	確認欄

I-5 業務の概要 (消耗品の管理)

物品の購入を行った場合、物品出納通知書を作成し、購入金額、納入日等の情報を記録する。物品は会計規則上、備品と消耗品に区別され、消耗品については消耗品出納簿にて出納管理を行うこととされているが、物品出納通知書の綴りを備えることで、消耗品出納簿の記載を省略することができる。

現実の消耗品も物品出納通知書の綴りを備えることで対応している。

ただし、薬品については薬品受払簿によって、受入量、使用量、在庫量を記録することで管理している。

II-5 監査の内容

各清掃工場に往査し、建物を含めた敷地全体を回り、消耗品の管理状況を視察し、必要に応じてヒアリングを実施した。また、現在有する消耗品のリストの提示を求め、消耗品の保有状況、管理状況を確認した。

Ⅲ-5 監査の結果及び理由

各清掃工場で有している消耗品には、火格子、煉瓦、弁、修繕部品、油脂類、塗料、処理薬品等がある。この中には購入単価が比較的高いと考えられるもの、単品では購入単価が低い消費量が多いものもある。

しかし、札幌市の会計規則上、1万円未満または比較的長期にわたり使用しない物品、使用することにより、その品質、形状を損ない、その全部又は一部を消耗する物品は消耗品として分類され、備品出納帳、備品使用簿に記載し管理する必要はないこととなっている（会計規則第117条、財務経理ハンドブック第8章1(2)イ「消耗品」）。

【意見】

会計規則上の消耗品であっても、下記1及び2に該当するものは、備品と同様の管理を検討することが必要と考える。

- 1 購入単価が10万円以上で、かつ、耐用年数が1年を超えるもの（工場のクレーンの予備品等）

備品使用簿と同様のものを作成し、現物を管理するべきである。

- 2 清掃工場における主要材料（清掃工場において頻繁に使う煉瓦、火格子、弁、耐火物、補修用材料等）

受払簿を作成し、購入単価が異なる品目ごとに管理することが必要と考える（切手の管理簿のように単価が異なる物ごとに受払簿を作成）。また、明らかに今後、使用の予定のない消耗品は受払簿に廃棄予定であることを記載する。

他方、事務用品（文房具等）や年間を通じて購入価額が少額なもの（年間トータルの購入価額が100万円未満の油脂類、塗料等）は、費用対効果の観点から今までどおりの管理で良いと考えるが、配置図等で保管場所の確認をする程度の管理は必要と考える。

【理由】

消耗品の管理を上記のように徹底する理由として、下記3点があげられる。

- 1 民間企業においては税金の支払い、監督官庁へ提出が求められる決算書提出のため、毎年棚卸資産、貯蔵品の把握が必要である。清掃工場等で有している消耗品には、民間

企業における棚卸資産、貯蔵品に該当するものが多数含まれている。

- 2 現在有している在庫を把握することによって、より有効な在庫の管理ができる。例えば、各工場の整備計画や、工場間の材料の受け渡し等である。
- 3 会計規則上は備品でなくとも備品同様金銭的な価値があるため、資産の流用等が生じる可能性を否定できない。受払簿等をもって管理することが必要と考える。

3.8 処理管理事務所

- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び埋立処分に関すること。
- 2 埋立地（排水処理施設を含む。）の整備及び維持管理並びに埋立地の跡地整備等に関すること。
- 3 し尿の収集運搬及び受入れに関すること。
- 4 公衆便所に関すること。
- 5 事務所等の維持管理に関すること。

平成28年3月31日現在

住所	東区東苗穂2条2丁目2-1
敷地面積	7,380 m ²
職員数（臨時を含む） 人	37 人
（内、運転手） 人	10 人
事務所 総車両数	11 台
（内、車種ごと）台	ダンプ 3台 クレーン車 1台 ショベル 1台 小型トラック 1台 バンタイプ 2台 ワゴン型乗用車 2台 小型バキューム 1台

（環境事業部作成資料）

上記の所掌する業務について、外部監査を行った結果は次のとおりである。

I-1 業務の概要

処理場管理事務所では、山本処理場及び山口処理場での廃棄物処理に関する事務や、その処理場の埋立に係る整備及び維持管理に関する事務を行っている。

II-1 監査の内容

処理場管理事務所で行っている埋立地の維持管理業務や、廃棄物搬入のための計量所の

事務について監査を行った。

Ⅲ-1 監査の結果及び理由

1 処理場管理事務所での北海道循環資源利用促進税の処理について

【意見】

北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）の徴収事務は、手数料徴収委託業者任せとなっており、徴収漏れが発生しないようマニュアル等を作成し、整備すべきである。

【理由】

循環税の特別徴収義務者は、最終処分場を有する札幌市である。その納税者となるのは産業廃棄物排出業者であり、その対象は札幌市が告示で定めている受入れ産業廃棄物に該当する廃棄物である。自己搬入者が搬入する際には、計量所に搬入申込書を提出し、搬入される廃棄物の内容及び申込書の内容を確認して徴収の判断をしているが、記載不完全な搬入申込書が散見された。循環税を正しく徴収するため、搬入申込書の記載漏れがないよう搬入者に依頼させるなど、マニュアルを整備して指導する必要がある。

2 処理場管理事務所職員が記載する運転日報について

【意見】

処理場管理事務所の職員が記載している自動車運転日報について、作業内容の記載のないものが散見された。業務の必要性検証のため、詳細に記載すべきである。

【理由】

運転業務などの作業が効率的で効果的に行われているかどうかの判断は、毎日継続的に記載する運転日誌をもって行うものである。運転日誌の記載の充実を図り、職員の作業管理に生かすべきである。

I-2 業務の概要（備品の管理）

物品の購入を行った場合、物品出納通知書を作成し、購入金額、納入日等の情報を記録する。物品は会計規則上、備品と消耗品に区別されており、物品が備品である場合には、

備品出納簿にて備品の登録を行い、その保有状況を記録している。また、備品使用簿に使用者を記録し管理している。

II-2 監査の内容

物品出納通知書、備品出納簿、備品使用簿を査閲し、簿冊間に齟齬がないことを確認した。

その上で、備品使用簿から備品を抽出し、その備品の実在性と備品整理票（シール）の有無（使用簿との齟齬を含める）を確認した。

また、管理状況から現在使用等がされているか判別できない備品がないか視察、ヒアリングをした。

さらに、敷地を含めた事務所全体の配置図等入手し、備品使用簿に記載漏れがないかを確認した。

III-2 監査の結果及び理由

1 備品整理票の貼付について

以下の備品について、備品整理票の貼付漏れが発見された。

備品	番号
複合機	借受1-1
除雪機	110-04-01
発電機	103-23-01～05
転圧機	103-45-01

また、備品整理票の番号が不鮮明なものが散見された。

【意見】

処理場管理事務所は備品の管理について、備品整理票の貼付漏れがない事を再確認すべきである。また、備品整理票の不鮮明なものについては、新しいものに貼り替える必要があるといえる。

【理由】

備品整理票が貼付されていない場合（備品整理票が不鮮明な場合を含む）、備品使用簿に記載されている備品がどれであるか確認することができない。備品使用者はどの備品か理解していても、時間の経過や業務の引継の際にどの備品が使用簿における備品使用かわからなくなる可能性がある。

備品整理票の適切な貼付は、備品管理において重要な要素である。

2 備品の現物確認について

備品整理票が貼られていなかった上記備品について、備品使用簿のどの備品であるか判別するのに時間と手間を要した。

【意見】

早急に正しい備品実査を行うべきである。また、定期的な実査も今後していく必要がある。

【理由】

事務所内にある備品が備品使用簿のどの備品であるかの把握は、実査を正しくする必要があるためである。

3.9 クリーンセンター

クリーンセンターに関して外部監査を行った結果は、次のとおりである。

I-1 業務の概要

1 札幌市の一般し尿収集運搬の概要

札幌市では一般し尿収集運搬を、現在、全面的に委託により行っている。

札幌市における市街化区域の下水普及率は平成 27 年度で 99.8%であり、市街化調整区域でも人口密集区域に関しては下水道の普及に努めている。しかし、下水道がまだ普及していない世帯も多く、それらの世帯はくみ取り式便所か合併浄化槽によりし尿処理を行っている。ただ、合併浄化槽は 120～170 万円と高額であり、市で補助金を交付しているものの、多くはくみ取り式便所となっている。くみ取り式便所は、平成 26 年度において 3,459 箇所ある。くみ取り費用の請求先が個人名のもものが 1,316 件、企業名のもものが 2,143 件であり、個人名のもものは農家が多く、企業名のもものは工場、倉庫、自動車運送業、自動車修理業が多い。くみ取り式便所が多い地域の一例として、中央区では盤溪地区、手稲区では手稲前田、手稲山口などが挙げられる。

これら常設のくみ取り式便所のほか、工事現場やイベント時における仮設便所のくみ取りもし尿収集に含まれる。

2 一般し尿収集運搬の委託経緯

一般し尿収集運搬業務は、昭和 55 年から全面委託化されており、以後、現在まで同一の 2 社が委託を受けている（以下「現行 2 社」という。）。

3 一般し尿収集運搬量及び委託料について

下水道普及率の上昇に伴い、札幌市の人口増加にかかわらず、一般し尿収集運搬に係るくみ取り量は減少しており、昭和 50 年当時は約 35 万 kL であったが、平成 27 年度では約 1 万 4 千 kL まで減少している。近時 5 年の委託費は約 1 億円となっている。

(単位：kL、円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
くみ取り量	14,519	14,335	14,978	14,482	14,067
委託費	99,841,985	102,677,896	106,962,383	114,748,347	114,333,587

※ くみ取り量及び委託費は常設便所及び仮設便所の合計である。

(環境事業部作成資料)

II-1 監査内容

札幌市から開示された施設管理課の業務内容をベースにヒアリング及び質疑応答をし、これを受けて監査人が必要と判断した簿冊類及び資料の開示を受け査閲をし、さらにヒアリング及び質疑応答を行った。

III-1 監査の結果及び理由

【意見】

- 1 し尿収集運搬委託業務について、競争原理が働くよう配慮するべきである。
- 2 し尿収集運搬委託業者に対する財政的基礎等の確認を毎年行うべきである。

【理由】

1 意見 1 について

上記のとおり、委託業者は昭和 55 年以降、現在まで約 36 年間、現行 2 社となっている。その理由につき、札幌市は以下のとおり説明する。

- (1) 廃棄物処理法施行令第 4 条第 1 号において、市町村が一般廃棄物の収集運搬等を民間に委託する場合は、施設、人員、及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであることが必要とされているところ、現行 2 社はこの要件を満たしている。

- (2) し尿収集運搬量は微減の状況にあり、新規事業者の選考は不要である。

廃棄物処理法施行令

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(以下略)

確かに、し尿収集運搬は適切に実施されなければ生活環境及び公衆衛生が害されるため安定的な実施が必要である。

しかし他方で、札幌市の運用では当該業務が既存業者以外に解放されていない。

また、両業者に対する委託業務料は各業者の有する車両台数と担当地域により固定化されており、本業務について競争原理が働いていない。

この点、廃棄物処理法には以下のとおり委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを求めている(廃棄物処理法施行令第4条第5号)。それゆえ、委託料について過度の競争を求めることは適切とはいえない。札幌市が競争原理を導入しない理由はこの点にあるものと思われる。

廃棄物処理法施行令 第四条

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

(当該号以外略)

しかしながら、札幌市が税金により実施する業務である以上は、経済性に配慮する必要がある。

そのため、緩やかであれ、一定の競争原理を導入することが望ましい。その方法としては、新規参入の余地を認めた上で一般競争入札、又は指名競争入札を用いることが考えられる。また、上記のとおり廃棄物処理法の趣旨を重視して業務の安定性及び経験等の見地から上記2社への特定随意契約を継続するのであれば、2社間で担当地域を割り振るのではなく、より低価格の見積りを投じた業者に対し担当地域を増やすなどのインセンティブを与えることも考えられる。

よって上記のとおり意見する。

2 意見 2 について

上記のとおり、札幌市がし尿収集運搬の委託について競争原理を導入しないのであれば、それは当該業務が公衆衛生に関わることから業務の高度の安定性を求めていることが理由といえる。

そうであれば、廃棄物処理法施行令上要求されている「施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者」という要件は詳細に調査されるべきであり、少なくとも定期的に財務諸表の提出を受けるなど、その業務の安定性に関する確認を行うことが必要といえる。

この点、札幌市は、「施設」については当該業務に使用するバキュームカーの保有台数を確認している。また、人員については、各社から従業員名簿の提出を受けて確認している。

しかし、財務諸表など業務の財政的基礎に関する資料の提出を受けていない。

この点、札幌市としては、家庭ごみで述べたのと同様、上記 2 社が札幌市入札資格者登録をしており、契約管理課で資格審査を実施しているため、改めて環境事業部での確認は要しないと判断しているとのことであるが、そのような判断が妥当とはいえないことは既に述べたとおりである。

よって、上記のとおり意見する。

I-2 業務の概要（水洗し尿）

札幌市では、昭和 52 年から水洗し尿の処分料金を徴収していない。昭和 52 年の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正時、当時は 19 件がこの水洗し尿方式を利用していたが、水洗し尿の処分料金を徴収しないことを決定した。

徴収しない理由としては 2 つあり、一つは一般し尿等よりも水洗し尿の方が、水が多く含まれ、排出量が大量となり札幌市での収集運搬が困難なため、収集運搬業務は札幌市が行わずに許可業者により行うこととしたこと、もう一つはいずれ札幌市全体で下水道整備が行われれば、自動的に水洗化へ移行され、水洗し尿の便所が無くなっていくことが想定されるため、対象者は短期間のうちに無くなると推測したものとされる。

しかし、実際はその後も新たに水洗し尿方式を採用した者も出てきていた。平成 12 年以降のこの方式を採用している箇所数は、以下のとおりである。

- ・ 平成 12 年度 8 箇所
- ・ 平成 13 年度 7 箇所
- ・ 平成 14 年度 8 箇所
- ・ 平成 15 年度 9 箇所
- ・ 平成 16 年度から平成 18 年度まで 8 箇所
- ・ 平成 19 年度から平成 21 年度まで 6 箇所
- ・ 平成 22 年度 5 箇所
- ・ 平成 23 年度 4 箇所
- ・ 平成 24 年度から現在まで 3 箇所

平成 24 年度以降のクリーンセンターでの水洗し尿の処理量 (単位：kL)

種 別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
民間施設 (1 箇所)	775	715	638	619
市有施設 (2 箇所)	433	434	414	402
合 計	1,208	1,149	1,052	1,021

(包括外部監査人作成資料)

現在、水洗し尿について、札幌市では浄化槽設置の普及促進活動をしており、該当箇所
が減少して民間施設は 1 箇所となっている。

II-2 監査の内容

昭和 52 年当時と現在の状況が大きく変化しており、当時、水洗し尿は下水道が整備さ
れるまでの暫定的なものと考えて、条例改正時に処分料金を規定しなかったが、それが現
在も適用されている状況について、資料及びヒアリングにより監査を行った。

III-2 監査の結果及び理由

【意見】

水洗し尿は、一般し尿等に比べ水を多く含むため排出量が多量となるが、その分だけ稀
釈化され、汚水濃度が他の汚水より薄くなるため浄化コストはかからないとしても、下水
道料金コストは発生する。条例上、処分料金を規定していないため、使用者から処分料金

は徴収できないが、排出された水洗し尿の濃度を定期的に測定し、実際に希釈化されているかどうか調査するとともに、そもそも下水道料金コスト削減のため、使用者側へ浄化槽設置を強く働きかけて、水洗し尿の排出量削減へ行動すべきである。

【理由】

条例上、水洗し尿は処分料金を規定していないため、使用者から処分料金を徴収することはできないが、全体的なし尿処理コストの削減へ行動する必要はある。札幌市としても市街化調整区域のし尿処理については浄化槽設置を働きかけており、水洗し尿についても同様に浄化槽設置を促進すべきである。

3.10 埋立処理場

埋立処理場及び処理場管理事務所の出先となる埋立処理場の管理事務所に関して外部監査を行った結果は次のとおりである。

I-1 業務の概要

山本処理場及び山口処理場では、中間処理施設やリサイクル施設から発生する焼却灰や残渣のほか、リサイクルできない不燃物を受け入れ、埋立処分を行っている。

山本処理場では、中間処理施設やリサイクル施設から発生する焼却灰や残渣の搬入が多く、搬入指導の困難さは少ないが、その反面、その埋立面積が広大であり、埋立管理が重要となっている。一方で山口処理場では、民間業者等の自己搬入の割合が高く、廃棄物の搬入指導の徹底が必要となっている。それぞれに隣接している排水処理施設では、雨水がごみに触れて生じた汚水について浄化処理を行い、一定の水質にして河川放流、又は水再生プラザへ圧送している。

平成28年3月31日現在				
	山本処理場		山口処理場	
住所	厚別区厚別町 山本1065他		手稲区手稲 山口364他	
敷地面積	2,687,000	m ²	859,000	m ²
職員数 (臨時を含む)	10	人	13	人
(内、運転手)	0	人	0	人
事務所 総車両数	2	台	3	台
(内、車種ごと)	小型トラック	1台	小型トラック	1台
	バンタイプ	1台	バンタイプ	2台

(環境事業部作成資料)

埋立施設として稼働している施設

施設名称	山本処理場	第3山口処理場	計
所在地	厚別区厚別町山本 1065 他	手稲区手稲山口 364 他	—
総面積 (埋立面積)	2,687,000 m ² (1,613,200 m ²)	617,000 m ² (337,500 m ²)	3,304,000 m ² (1,950,700 m ²)
造成開始	昭和 58 年度	平成 7 年度	—
埋立開始	昭和 59 年度	平成 9 年度	—
全体容量	12,352,000 m ³	3,386,000 m ³	15,738,000 m ³
平成 26 年度末 残容量	2,592,000 m ³	1,532,000 m ³	4,124,000 m ³
平成 27 年度 埋立量	36,833t/年	46,640t/年	83,473t/年

(環境事業部作成資料)

1 山本処理場における埋立状況

(1) 施設概要

地区名	山本地区	山本北地区	山本東地区	東米里地区
埋立地				
区画数	7	5	5	6
埋立状況	完了	完了	埋立中	完了
埋立地の 利用状況	公園造成中	枝・葉・草 堆肥化事業	—	太陽光発電事業 950kw (176世帯分)
浸出水処理施設				
処理方法	回転円板＋凝集沈殿			
処理能力	300 m ³ /日	500 m ³ /日	600 m ³ /日	500 m ³ /日
その他	一部下水法流	—	—	—

(環境事業部作成資料)

(2) 受け入れる廃棄物

種類	具体例
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が収集、運搬する家庭の「燃やせないごみ」 ・許可業者が収集・運搬する不燃廃棄物 ・本市施設の焼却灰、不燃系残渣
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル処理施設の不燃残渣

(環境事業部作成資料)

(3) 埋立実績 (平成 27 年度)

(単位 : t)

山本処理場

月	直接埋立量			破碎残渣			焼却灰			資源化残渣 (D)	資源選別残渣 (E)	プラ選別残渣 (F)	埋立量 A+B+C +D+E+F	スラグ	覆土用土砂 (補助材含む)	火山灰	
	計画収集	事業者	(A)	篠路	駒岡	合計 (B)	篠路工場 (飛灰含む)	駒岡工場 (飛灰含む)	白石工場 (飛灰含む)								合計 (C)
4	665.72	23.67	689.39	0	119.77	119.77	0.00	1,059.51	2,155.61	3,215.12	0.00	317.74	0.00	4,342.02	0.00	0	880
5	1,224.46	33.75	1,258.21	754.5	34.98	789.48	0.00	168.17	2,014.18	2,182.35	0.00	318.82	0.00	4,548.86	0.00	1,537.40	1,440.00
6	765.62	49.63	815.25	1,124.13	89.15	1,213.28	0.00	947.53	1,053.46	2,000.99	0.00	320.77	0.00	4,350.29	0.00	6,773.40	6,794.00
7	616.06	45.32	661.38	0	80.39	80.39	0.00	1,049.32	1,717.48	2,766.80	0.00	335.42	0.00	3,843.99	0.00	12,241.80	24,000.00
8	476.62	26.79	503.41	0	92.78	92.78	0.00	1,044.67	121.47	1,166.14	0.00	299.9	0.00	2,062.23	0.00	8,443.00	20,248.00
9	529.9	22.65	552.55	0	90.24	90.24	0.00	1,101.84	514.77	1,616.61	0.00	339.93	0.00	2,599.33	0.00	9,258.70	7,912.00
10	649.13	32.31	681.44	78.13	85.91	164.04	0.00	497.07	859.36	1,356.43	0.00	329.61	0.00	2,531.52	0.00	32,348.20	0
11	525.44	29.41	554.85	0	92.55	92.55	0.00	569.38	735.44	1,304.82	0.00	282.91	0.00	2,235.13	0.00	32,275.60	1,696.00
12	535.85	29.91	565.76	0	65.25	65.25	0.00	770.64	997.97	1,768.61	0.00	301.25	0.00	2,700.87	0.00	9,566.20	0
1	368.99	30.7	399.69	0	60.42	60.42	0.00	726.2	744.47	1,470.67	0.00	376.52	0.00	2,307.30	0.00	0	0
2	330.18	31.83	362.01	0	56.43	56.43	0.00	870.37	642.99	1,513.36	0.00	314.86	0.00	2,246.66	0.00	0	0
3	383.6	27.35	410.95	0	72.33	72.33	0.00	980.13	1,272.52	2,252.65	0.00	329.21	0.00	3,065.14	0.00	0	0
計	7,071.57	383.32	7,454.89	1,956.76	940.2	2,896.96	0.00	9,784.83	12,829.72	22,614.55	0.00	3,866.94	0.00	36,833.34	0.00	112,444.30	62,970.00
平均	589.30	31.94	621.24	163.06	78.35	241.41	0.00	815.4	1,069.14	1,884.55	0.00	322.25	0.00	3,069.45	0.00	9,370.36	5,247.50

※ 覆土用土砂に火山灰は含まない。

(環境事業部作成資料)

2 山口処理場における埋立状況

(1) 施設概要

施設名称	第 2 山口処理場	第 3 山口処理場
総面積 (埋立面積)	240,000 m ² (169,300 m ²)	617,000 m ² (337,500 m ²)
埋立完了	平成 11 年度	平成 42 年度 (見込み)
緑地化 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・着手 平成 16 年度 ・一部供用開始 平成 22 年度 (パークゴルフ場) ・基盤整備 平成 25 年度 ・供用開始 平成 26 年度 	—

(環境事業部作成資料)

(2) 受け入れる廃棄物

種類	具体例
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が収集、運搬する家庭の「燃やせないごみ」 ・許可業者が収集・運搬する不燃廃棄物 ・本市施設の焼却灰、不燃系残渣 ・ガラス、せともの、コンクリート類
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻 ・ガラスくず、陶磁器くず ・廃石綿等

(環境事業部作成資料)

(3) 浸出水処理

施設名称	第2山口処理場	第3山口処理場
放流先	下水道 (手稲水再生プラザへ圧送)	河川(濁川)
処理方法/処理水量	<p>* 水質改善により平成11年度に一次処理施設廃止 (最大 400 m³/d)</p>	<p>生物処理(回転円板) +凝集沈殿+滅菌 (最大 600 m³/d)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凝集剤(塩化第2鉄) ・凝集助剤(高分子系)

(環境事業部作成資料)

(4) 埋立実績(平成27年度)

(単位: t)

山口処理場

月	直接埋立量			破碎残渣 籾路	合計 (B)	焼却灰 籾路工場 (飛灰含)	合計 (C)	資源化 残渣 (D)	資源選別 残渣 (E)	プラ選別 残渣 (F)	埋立量 A+B+C +D+E+F	覆土用 土砂 補助材含む	火山灰
	計画 収集	事業者	(A)										
4	193.32	3,655.27	3,848.59	4.18	4.18	1,595.50	1,595.50	0.00	0.00	0.00	5,448.27	8.60	1,632.00
5	326.52	1,899.64	2,226.16	434.86	434.86	2,177.53	2,177.53	0.00	0.00	0.00	4,838.55	0	2,448.00
6	487.61	1,910.88	2,398.49	17.29	17.29	87.02	87.02	0.00	0.00	0.00	2,502.80	121.13	2,920.00
7	124.46	2,025.73	2,150.19	330.21	330.21	1,327.05	1,327.05	0.00	0.00	0.00	3,807.45	1,235.50	2,576.00
8	151.75	1,865.79	2,017.54	370.61	370.61	2,107.27	2,107.27	0.00	0.00	0.00	4,495.42	2,749.10	2,136.00
9	118.92	2,151.83	2,270.75	534.71	534.71	1,979.07	1,979.07	0.00	0.00	0.00	4,784.53	2,153.80	2,288.00
10	148.77	2,143.63	2,292.40	507.01	507.01	1,344.25	1,344.25	0.00	0.00	0.00	4,143.66	3,213.50	3,544.00
11	102.21	1,777.29	1,879.50	482.37	482.37	1,301.64	1,301.64	0.00	0.00	0.00	3,663.51	3,498.20	3,384.00
12	41.56	1,461.75	1,503.31	505.68	505.68	1,254.35	1,254.35	0.00	0.00	0.00	3,263.34	2,394.60	3,072.00
1	15.61	1,010.16	1,025.77	321.7	321.7	1,380.68	1,380.68	0.00	0.00	0.00	2,728.15	774.00	0
2	0	819.90	819.90	380.93	380.93	1,046.38	1,046.38	0.00	0.00	0.00	2,247.21	335.40	0
3	92.43	2,731.17	2,823.60	435.77	435.77	1,457.63	1,457.63	0.00	0.00	0.00	4,717.00	129.00	0
計	1,803.16	23,453.04	25,256.20	4,325.32	4,325.32	17,058.37	17,058.37	0.00	0.00	0.00	46,639.89	16,612.83	24,000.00
平均	150.26	1,954.42	2,104.68	360.44	360.44	1,421.53	1,421.53	0.00	0.00	0.00	3,886.66	1,384.40	2,000.00

※ 覆土用土砂に火山灰は含まない。

(環境事業部作成資料)

II-1 監査の内容

各埋立処理場及びその管理事務所において行われている業務について、経済性、効率性、有効性の点から資料及びヒアリングを中心に監査を行った。

III-1 監査の結果及び理由

1 薬品等の棚卸について

【指摘事項】

薬品、重油、部品等の管理について、長期未使用のまま残っているものがあるが、管理規程を作成し、必要なものは残量を確認の上、保管すべきである。

【理由】

各埋立処理場において、汚水の浄化処理等に必要な薬品等があり、その保管管理はそれぞれで行っているが、統一的な管理規程もなく、残量、保管の記録方法や長期間未使用となった薬品等の管理期限等も定められていない。資源の有効活用の観点から管理規程を整備すべきである。

2 埋立処理場での搬入申込書について

【意見】

埋立処理場における搬入申込書の記載について、記載事項が要領で規定されていることから、記載内容に不備がある場合は、記入指導すべきである。また、マニフェストの添付状況の確認を行うべきである。

【理由】

搬入申込書の記載は、札幌市で定めている要領に記載事項が規定されていることから、記載内容に不備が生じないよう搬出業者へ指導するよう管理する必要がある。

3 埋立処理場の埋立委託業務について

【意見】

埋立委託業務について、昨年度と比較すると破碎再搬(*)の搬入量が増大している。全体的に埋立量が減少している中で、この破碎再搬が増加することにより、埋立作業量も増

加することから、削減計画（関係部署を含め）の立案、実施が必要である。

(*) 破砕再搬：破砕工場に搬入されたごみを破砕処理し、その後の処理残渣を清掃工場や埋立処理場で処理するための再運搬。

【理由】

各取組の中で、廃棄ごみ量、焼却ごみ量が減少してきており、埋立地に搬入されるごみについても埋立処分量は減少してきていることから、本市施設から搬入される焼却灰、不燃残渣及び破砕再搬等の残渣物の搬入も同様に削減していくことも重要である。このため、清掃工場・破砕工場等の維持管理や運転管理を適切に行い、残渣物搬入量を削減していくとともに、関係する施設と本庁担当課が打合せを行い、その方策を検討し、確実に実行されるよう管理していくことが求められる。

4 山本処理場の薬品の残量について

【指摘事項】

山本処理場の薬品等の在庫計量について、メタノールの在庫量が数年使用されていない状況である。在庫記録との差異が約 3,000 ㍓（記録 7,488㍓、実際 4,500㍓）であり、正しく計量を行うべきである。

【理由】

長期間未使用の薬品であり、適正な在庫管理が行われてこなかったものである。長期間未使用であっても、適正な管理が必要である。また、長期間未使用の場合、その原因等を調査し、処分等の処理の必要性の確認が必要である。

5 山口処理場における運転手の業務について

【意見】

山口処理場における運転手の業務について、運転免許証の有無及び有効期限等のチェックは自己チェックとはせず、他者がチェックするようにすべきであり、かつ、他者チェックをしているのであればその旨がわかるように記録すべきである。

【理由】

山口処理場は札幌市中心部から遠隔地にある。また、公共交通機関も不便といえる場所にある。移動等においては自動車を用いざるを得ない。作業においても自動車や重機の運

転が必要となる。そのため、運転免許証の有無及び有効期限を職員間で確認している。

しかし、そのチェックが他者によるチェックとはなっておらず、自己チェックとなっていると見受けられる者がいた（Aという職員が、他の職員だけでなく、A自身の免許証の有無及び有効期限を確認していたということである。）。

運転免許証の有無及び有効期限等のチェックは不祥事防止のために必要であり、これを実効あらしめるには他者によるチェックが必要である。また、自己チェックが許されるという慣例が一つ認められると、これが他の例にも波及していくおそれが皆無とはいえない。

この点、環境事業部の担当者からは、実際には本人自身の自己チェックではなく他者チェックであったとの説明を受けたが、そうだとすも誤解を招くものとして適切とは言い難い。

よって、上記のとおり意見する。

なお、本報告書作成中に上記誤解を招かないように記録するよう改善したとの報告を受けた。

I-2 業務の概要

1 搬入できる者について

廃棄物の収集運搬は、廃棄物処理法により、市町村及び市町村からの委託を受けた者以外では、排出者自ら運搬する場合、又は収集運搬の業の許可を受けた者に限られている（廃棄物処理法第7条第1項、同第14条第1項）。

廃棄物処理法

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域…中略…を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。（但書及び第2項以下略）

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物…略…の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域…略…を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（但書及び第2項以下略）

2 搬入指導について

山口処理場では、廃棄物の排出者及び民間の産業廃棄物収集運搬業者等が搬入する際、持込まれた廃棄物の内容を確認し、搬入不適物がある場合には搬入指導を行い、不適物を排除して適正処理と、限られた埋立地の延命化に努めている。

これらの廃棄物の内容確認やの搬入指導は、埋立地の入口にある計量所及び埋立地内で行われる。具体的には、計量所で所定のごみ搬入申込書（埋立用）を計量所に常駐する職員に提示し、職員は持込まれる廃棄物の内容を確認、また、埋立地内では実際に持ちこまれる廃棄物を目視により確認している。

この申込書の主な記載事項は以下のとおりである。

- ・ 廃棄物の運搬車が特定できる事項（車両番号、氏名又は会社名、住所又は所在地、電話番号）。
- ・ 廃棄物の排出者等が特定できる事項（排出現場、排出者名、電話番号、排出理由）。
- ・ 搬入されるものが事業系廃棄物である場合は、その種類及び分類。
- ・ 搬入されるものが家庭ごみである場合はその種類。
- ・ 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等の有無。

マニフェストは処分を市町村に委託する場合は、これを市町村に交付する必要は無いが（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の19）、収集運搬車両にはマニフェストの備え付け義務がある。また、産業廃棄物収集運搬業者の運搬車には、車体の外側に氏名又は名称、及び許可番号の記載が必要とされている（廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ、廃棄物処理規則第7条の2の2第1項3号、同第4項、同第7条の2第3項。なお、廃棄物処理法第12条第1項は廃棄物の排出者たる事業者が自ら処理する場合を規定しており、同法施行令第6条はこれを受けたものであるが、同一種類の廃棄物には同一処理基準が適用されるべきとの見地から、同施行令第6条は産業廃棄物収集運搬業者の基準が適用されるものとされている（廃棄物処理法の解説平成24年度版172ページ））。

II-2 監査内容

山口処理場の管理事務所、埋立地、及び埋立地入口にある計量所を実査の上、管理事務所において担当者からヒアリングをした。また、併せて簿冊類を査閲し、質疑応答を経て

必要書類の提供又は開示を受けた。

Ⅲ-2 監査の結果及び理由

【意見】

マニフェストの備え付けのない産業廃棄物収集運搬業者による廃棄物搬入を抑止する体制を整備すべきである。

【理由】

1 法違反が疑われる搬入者の存在

上記のとおり、産業廃棄物の収集運搬は排出者自らが行う場合を除き、収集運搬の許可を得た事業者が行うこととされている。これに反したものは刑事罰が科せられることもある（廃棄物処理法第25条第1項第1号）。

廃棄物処理法

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者（以下略）

しかし、実際には、収集運搬の許可を得た事業者であることや、収集運搬する際に必要とされる書類が適切に管理されているか十分に確認できない場合がある。具体例としては以下のとおりである。

例1)

車両に産業廃棄物収集運搬業許可番号が明記されていない場合がある。

上記のとおり産業廃棄物収集運搬業許可業者の運搬車には、車体の外側に氏名又は名称、及び許可番号の記載が必要とされている。この記載が無い場合、当該運搬車が産業廃棄物の収集運搬許可を得た車両であるかの確認が取れない。

例 2)

マニフェストの提示が受けられない場合がある。

上記のとおり最終処分場が市町村である場合はこれを交付する必要は無いものの、産業廃棄物収集運搬業許可業者の運搬車には許可証の写し及びマニフェストの備え付けの必要がある。よって、札幌市が産業廃棄物の搬入業者にマニフェストの提示を求めてもこれが得られない場合、違法な業者による搬入が疑われるほか、積載されている産業廃棄物の種類が正確に把握できず、不適切に廃棄物が搬入される可能性がある。

2 札幌市の運用

札幌市においては、上記事例において入場を規制するに足りる根拠規定がなく、行政内部の要綱等もない。搬入された廃棄物の確認や指導状況は、計量所職員が搬入申込書の内容を確認し、不明な点は口頭で確認している。また、埋立地場内では搬入指導員が搬入された廃棄物を確認し、不適切な搬入であった場合には持帰り指導を行うほか、疑いがある場合には法令の説明を行い、不適切な搬入の防止に努めているとのこと。

3 取るべき対応

かかる現状に鑑みると、廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、違法な車両の入場を規制できるようにすることで、札幌市の処分場での不適切な処理を防止できるよう対応するべきである。

また、法違反が入場後に発覚した場合にも備えておく必要があり、そのためには搬入者の特定事項が記載された上記申込書が一定期間保管されている必要がある。しかし山口処理場に実際に提出されている上記申込書を一部査閲したところ以下の様なものが散見された。

- ・ 運搬車及び排出者の住所、連絡先電話番号の記載がないもの。
- ・ 産業廃棄物の収集運搬業許可業者として収集運搬していると思われるのに、マニフェストの有無について「無」とされているもの。

また、この申込書の保存期間は3か月と短期である。

現状では、入場後又は退場後に法違反が発覚した場合に当該法令違反者を適切に追跡できないことになりかねない。また、申込書が保管されていても連絡先の記載がなければ同様に連絡が取れず、対応が困難となる。

ごみ搬入申込書（埋立用）の記載事項は多くないため、自己搬入者に対し適切な

記載を依頼するべきである。併せて、保存期間が3か月であるため、搬入指導を受けた搬入者の情報を清掃工場、埋立処理場間で情報共有し不適切な処理を連携して防止するべきである。

よって上記のとおり意見する。

I-3 業務の概要（備品の管理）

物品の購入を行った場合、物品出納通知書を作成し、購入金額、納入日等の情報を記録する。物品は会計規則上、備品と消耗品に区別されており、物品が備品である場合には、備品出納簿にて備品の登録を行い、その保有状況を記録している。また、備品使用簿に使用者を記録し管理している。

II-3 監査の内容

物品出納通知書、備品出納簿、備品使用簿を査閲し、簿冊間に齟齬がないことを確認した。

その上で、備品使用簿から備品10件～20件を抽出し、その備品の実在性と備品整理票（シール）の有無（使用簿との齟齬を含める）を確認した。

また、管理状況から現在使用等がされているか判別できない備品がないか視察、ヒアリングをした。

さらに、敷地を含めた全体の配置図等入手し、備品使用簿に記載漏れがないかを確認した。

III-3 監査の結果

1 備品整理票の貼付について

以下の備品について、備品整理票の貼付漏れが発見された。

処 理 場	備 品	番 号
山本処理場	水質分析計水質チェッカ	201-19-1～2

また、備品整理票の番号が不鮮明なものが散見された。

【意見】

山本処理場は備品の管理について、備品整理票の貼付漏れがない事を再確認するべきである。また、備品整理票の不鮮明なものについては、新しいものに貼り替える必要があるといえる。

【理由】

備品整理票が貼付されていない場合（備品整理票が不鮮明な場合を含む）、備品使用簿に記載されている備品がどれであるか確認することができない。備品使用者はどの備品か理解していても、時間の経過や業務の引継の際にどの備品が使用簿における備品使用かわからなくなる可能性がある。

備品整理票の適切な貼付は、備品管理において重要な要素である。

2 備品の現物確認について

備品整理票が貼られていなかった上記備品を含めて、備品の一部について備品使用簿のどの備品であるのか、判別するのに時間と手間を要した。

【意見】

早急に正しい備品実査を行うべきである。また、定期的な実査も今後していく必要がある。

山本処理場は特に、敷地建物等が他の清掃事務所、清掃工場、処理場と比較して広大なため、より計画的な実査が求められる。

【理由】

事務所内にある備品が備品使用簿のどの備品であるかの把握は、実査を正しくする必要があるのである。

3.11 一般財団法人札幌市環境事業公社

【法人の概要】

1 本社・事業所所在地

(1) 本社

札幌市中央区北1条東1丁目4番地1 サン経成ビル7F

(平成27年度：総務課・財務課・企画課・管理課・営業課・推進課・調整課)

(2) 大型ごみ収集センター

札幌市中央区大通西2丁目 NTT大通2丁目ビル5F

(3) 篠路資源化センター

札幌市北区篠路町福移153番地(篠路破碎工場敷地内)

(ごみ資源化工場・篠路破碎工場)

(4) 駒岡資源選別センター

札幌市南区真駒内129番地30(駒岡清掃工場隣接地)

(5) 中沼資源選別センター

札幌市東区中沼町45番地24(札幌市リサイクル団地内)

(6) 中沼プラスチック選別センター

札幌市東区中沼町45番地11(札幌市リサイクル団地内)

(7) 中沼雑がみ選別センター

札幌市東区中沼町45番地19(札幌市リサイクル団地内)

2 目的

この法人は、廃棄物の収集運搬及び再資源化等の処理に関する事業並びにこれらに係る調査研究や普及啓発を行うことにより、清潔で快適な都市環境の確保と資源循環型社会の推進を図り、もって地域社会の発展と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 廃棄物の適正処理及び再資源化等の調査研究・普及啓発に関する事業
- (2) 廃棄物の処理、処分及び再資源化に関する事業
- (3) 廃棄物の収集運搬に関する事業
- (4) 廃棄物処理施設等の計画立案、建設、維持管理、運営及び有効利用等に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 設立年月日

平成2年4月1日

5 基本財産の状況

基本財産 4,000万円

6 出捐先（平成28年5月現在）

札幌市	2,000万円（50%）
一般社団法人札幌建設業協会	1,000万円（25%）

7 具体的事業内容

〈調査啓発事業〉

- (1) 調査研究事業／ごみの資源化、リサイクルに関する調査研究
- (2) 普及啓発活動／環境保全に係るイベントへの協賛及び機関誌の発行等の広報活動

〈不燃用プリペイド袋リサイクル事業〉

事業所用不燃用プリペイド袋から、びん・缶・ペットボトル等の資源物を選別し、リサイクルを推進する。

〈資源化事業〉

- (1) 剪定枝等処理事業／剪定枝などの生木を破碎し、チップとして資源化する業務
- (2) びん・缶・ペットボトル選別事業／びん・缶・ペットボトルの選別・圧縮・梱包・保管等業務
- (3) 施設管理受託事業
 - ① ごみ資源化工場ほか施設管理事業／ごみ資源化工場と篠路破碎工場及び付帯施設

に関する業務の総括管理及び施設の運営管理

② 中沼プラスチック選別センター施設管理事業／中沼プラスチック選別センターに関する業務の総括管理及び施設の運営管理

③ 中沼雑がみ選別センター施設管理事業／中沼雑がみ選別センターに関する業務の総括管理及び施設の運営管理

④ リサイクル団地管理事業／リサイクル団地の運営管理と共用施設等の維持管理等業務

(4) 大型ごみ収集センター管理運営事業／大型ごみ収集の受付から収集までの作業を円滑に行うための総括調整業務

〈事業系廃棄物収集運搬事業〉

(1) 事業系廃棄物収集運搬事業／市内の事業所から排出される事業系廃棄物の収集運搬

(2) 家庭の一時多量ごみ等収集運搬業務／引越等の一時的な多量ごみや自作パソコンの収集運搬

【平成 27 年度事業計画（抜粋）】

1 不燃用プリペイド袋リサイクル事業の概要

本事業は、札幌市内の少量排出事業所から排出される不燃用プリペイド袋のごみの中から、資源物を手選別しリサイクルを図る事業で、平成 21 年 4 月から実施している。

それまで不燃用プリペイド袋で収集されるごみは、札幌市の埋立地で埋立処分されていたが、これら不燃ごみの中のびん・缶・ペットボトル等の再生可能な資源物を選別することでリサイクルの推進と埋立地の延命化が図られている。

平成 27 年度においては、下記により実施することとされた。

(1) 処理計画

① ごみ受入量 2,400 t /年

② 資源物の選別品目等

選別する資源物及び選別後の処理は、次のとおり。

選別品目	選別後の処理
びん・缶・ペットボトル	手選別施設で一括選別後、中沼資源選別センターに搬入して、リサイクル品目ごとに再選別
その他金属 電線 小型家電品	金属再生業者に売却
軟質プラスチックなど	ごみ資源化工場で固形燃料の原料としてリサイクル

(環境事業公社、平成 27 年度事業概要)

2 資源化事業の概要

(1) 剪定枝等処理事業

本事業は、これまで焼却や埋立処分されてきた剪定枝、伐採木などをチップ化してリサイクルを図る事業で、札幌市ごみ資源化工場の破砕施設を使用して、公社自主事業として平成 20 年 10 月から実施している。

搬入された剪定枝や伐採木などは、破砕処理等の工程を経て、大きさ 45mm 以下のチップに加工され、堆肥や畜舎の敷きわら、木質燃料などに利用されている。

平成 27 年度においては、下記により実施することとされた。

① 処理計画等

- ア 剪定枝等受入量 6,500t/年
- イ チップ生産量 6,000t/年
- ウ チップ販売先 堆肥生産事業者、牧場運営事業者他
- エ 受入する樹木

街路樹や公園、あるいは建設工事等から発生した剪定枝、伐採木、抜根で、受入条件は次のとおり。

- ・ 幹は直径 80cm 以内で、長さが 2 m 以内の剪定枝などの樹木
- ・ 根は最大寸法（直径又は長さ）1 m 以内で、土を落としたもの

(2) びん・缶・ペットボトル選別事業

資源選別センターは、平成 10 年から札幌市が開始した「びん・缶・ペットボトル」の分別収集に向け、混合収集されたびん・缶・ペットボトルを種類ごとに選別する中間処理施設として、環境事業公社が東区中沼と南区駒岡の 2 箇所建設し、平成 10 年 10 月から稼働している。

家庭から排出されるびん・缶・ペットボトルの処理は、札幌市からの受託事業として、事業所から排出されるものの処理は環境事業公社自主事業として実施している。

搬入されたびん・缶・ペットボトルは、国及び容器包装リサイクル協会が定める分別基準により選別・圧縮・梱包等の処理を行い、再商品化業者へ引き渡し、再生利用を図っている。

また、不燃用プリペイド袋リサイクル事業で選別されたびん・缶・ペットボトルは、資源選別センターで再選別を行い、再生利用の向上を図っている。

なお、駒岡資源選別センターの手選別業務は、知的障がい者に雇用の場を提供するため、福祉団体に委託している。

平成 27 年度においては、下記により実施することとされた。

① 処理計画

ア 処理計画量	家庭系	35,200t/年 (95.7%)
	事業系	1,580t/年 (4.3%)
	計	36,780t/年 (100.0%)

イ 処理計画内訳

中沼資源選別センター	駒岡資源選別センター
家庭系 24,040t/年	家庭系 11,160t/年
事業系 1,000t/年	事業系 580t/年
計 25,040t/年	計 11,740t/年
※ 事業系には、不燃用プリペイド袋から選別された資源物を含む	

(環境事業公社、平成 27 年度事業概要)

(3) 施設管理受託事業

札幌市から受託業務として、市有 4 箇所のリサイクル施設等の施設管理業務を、札幌市のごみ処理計画及び運転・運搬計画等に基づき実施している。

① ごみ資源化工場ほか施設管理事業

札幌市では、事業系の木くず等の適正処理及び再資源化を図るため、平成 2 年 3 月、全国に先駆けて事業系の木くず、紙くず等を利用して固形燃料 (R D F) を生産するごみ資源化工場を建設した。

本事業は、札幌市からの受託業務として、搬入ごみの計量業務、手数料の徴収業

務、札幌市が別途発注している関連業務の管理等、ごみ資源化工場と平成 25 年から新たに管理対象施設となった篠路破碎工場等の施設運営に関する総括管理等の業務を実施している。

平成 27 年度においては、下記により実施することとされた。

ア 総括管理業務

(ア) 管理対象施設

- i) ごみ資源化工場
- ii) 貯留サイロ
- iii) 篠路破碎工場及び破碎工場付帯施設

(イ) ごみ資源化工場処理計画

- i) ごみ受入量 19,000t/年
- ii) 固形燃料生産量 18,500t/年
- iii) 固形燃料出荷先 北海道地域暖房(株)
- iv) 固形燃料出荷量 18,430t/年

(ウ) 篠路破碎工場処理計画

- i) ごみ受入量 14,000t/年

※ 発寒破碎工場の運転再開に伴い、平成 26 年度の受入量より 4,700t 減少する見込み。

② 中沼プラスチック選別センター施設管理事業

中沼プラスチック選別センターは、札幌市が開始した家庭系「容器包装プラスチック」の分別収集に伴い、これらの選別等を行う中間処理施設として平成 12 年より稼働している。容器包装プラスチックは、国及び容器包装リサイクル協会が定める分別基準に適合するよう選別・圧縮・梱包等の処理を行い、同協会を通じて再商品化事業者へ引き渡され、再生プラスチックや高炉還元剤などにリサイクルされている。

本事業は、平成 20 年 10 月から、札幌市からの受託業務として、札幌市が別途発注している関連業務の管理を含めた中沼プラスチック選別センターの施設運営に関する総括管理等の業務を実施している。

平成 27 年度においては、下記により実施することとされた。

ア 総括管理業務

(ア) 管理対象施設

中沼プラスチック選別センター

イ 処理計画

(ア) プラスチックごみ受入量 31,100t/年

(イ) ベール引渡量 28,800t/年

③ 中沼雑がみ選別センター施設管理事業

中沼雑がみ選別センターは、札幌市が開始した家庭系「雑がみ」の分別収集に伴い、これらの選別等を行う中間処理施設として平成 21 年より稼働している。収集された雑がみは選別・圧縮・梱包され、再生紙や固形燃料（RDF）の原料としてリサイクルされている。また、中沼雑がみ選別センターにおける手選別業務の一部は、知的障がい者の雇用の促進を目的に、札幌市から福祉団体に委託されている。

本事業は、札幌市からの受託業務として、札幌市が別途発注している関連業務の管理を含めた中沼雑がみ選別センターの施設運営に関する総括管理等の業務を実施している。

平成 27 年度においては、下記により実施することとされた。

ア 総括管理業務

(ア) 管理対象施設

中沼雑がみ選別センター

イ 処理計画

(ア) 雑がみ受入量 14,600t/年

(イ) 再生紙原料引渡量

雑がみ 10,800t/年

主要古紙 900t/年

計 11,700t/年

④ リサイクル団地管理事業

リサイクル団地は、廃棄物の減量・リサイクルを総合的に推進するモデル的な廃棄物の処理施設群である。

本事業は、札幌市の受託事業として、リサイクル団地参入企業間の連絡調整、共用施設や団地内道路路の維持管理等業務を実施する。

【財務諸表】

貸借対照表
平成28年3月31日現在 (単位：円)

科目	平成27年度 (a)	平成26年度 (b)	増減(a)-(b)
【資産の部】			
I. 流動資産			
現金預金	962,652,967	1,125,739,845	△ 163,086,878
貯蔵品	9,222,461	7,947,646	1,274,815
前払費用	632,342	12,550	619,792
未収入金	801,774,230	784,376,725	17,397,505
預け入金	4,000	4,000	0
繰延税金資産	35,375,199	39,504,779	△ 4,129,580
貸倒引当金	△ 4,303,768	△ 4,281,930	△ 21,838
流動資産合計	1,805,357,431	1,953,303,615	△ 147,946,184
II. 固定資産			
1. 基本財産			
基本財産引当預金	40,000,000	40,000,000	0
基本資産合計	40,000,000	40,000,000	0
2. 特定資産			
退職給付引当預金	50,199,500	48,841,690	1,357,810
減価償却引当預金	166,776,000	100,776,000	66,000,000
減価償却引当投資有価証券	210,070,100	329,757,300	△ 119,687,200
特定資産合計	427,045,600	479,374,990	△ 52,329,390
3. その他固定資産			
建物	997,181,357	1,058,269,640	△ 61,088,283
構築物	37,108,634	41,158,827	△ 4,050,193
機械装置	30,474,385	30,662,509	△ 188,124
車両運搬具	141,479,948	152,925,989	△ 11,446,041
工具器具備品	546,006	819,004	△ 272,998
ソフトウェア	5,959,272	8,461,222	△ 2,501,950
ソフトウェア仮勘定	113,841,307	1,914,194	111,927,113
長期前払費用	0	42,430,680	△ 42,430,680
繰延税金資産	2,399,328	0	2,399,328
その他固定資産合計	22,063,659	21,175,307	888,352
固定資産合計	1,351,053,896	1,357,817,372	△ 6,763,476
資産合計	1,818,099,496	1,877,192,362	△ 59,092,866
【負債の部】			
I. 流動負債			
未払金	794,102,816	869,698,563	△ 75,595,747
前受金	60,230,220	62,752,755	△ 2,522,535
預り金	2,044,128	1,527,377	516,751
未払消費税等	2,544,100	33,065,600	△ 30,521,500
未払法人税等	81,398,100	127,585,600	△ 46,187,500
一年以内返済長期借入金	227,000,000	227,000,000	0
一年以内リース債務	631,410	621,681	9,729
賞与引当金	23,864,345	18,934,404	4,929,941
流動負債合計	1,191,815,119	1,341,185,980	△ 149,370,861
II. 固定負債			
長期借入金	223,000,000	450,000,000	△ 227,000,000
リース債務	1,511,996	2,143,406	△ 631,410
退職給付引当金	50,199,500	48,841,690	1,357,810
固定負債合計	274,711,496	500,985,096	△ 226,273,600
負債合計	1,466,526,615	1,842,171,076	△ 375,644,461
【正味財産の部】			
I. 指定正味財産			
基金	40,000,000	40,000,000	0
指定正味財産合計	40,000,000	40,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(40,000,000)	(40,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
II. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	2,116,930,312	1,948,324,901	168,605,411
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(376,846,100)	(430,533,300)	(△ 53,687,200)
正味財産合計	2,156,930,312	1,988,324,901	168,605,411
負債及び正味財産合計	3,623,456,927	3,830,495,977	△ 207,039,050

【正味財産増減計算書】

正味財産増減計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

(単位：円)

科目	平成27年度 (a)	平成26年度 (b)	増減(a)-(b)
I 一般正味財産増減の部			
1. 計上増減の分			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	22,060	22,000	60
基本財産受取利息	22,060	22,000	60
② 特定資産運用益	825,123	2,121,674	△ 1,296,551
特定資産受取利息	825,123	2,121,674	△ 1,296,551
③ 事業収益	7,739,305,555	7,770,261,666	△ 30,956,111
1 不燃用プリペイド袋リサイクル事業収益	992,340	2,004,365	△ 1,012,025
2 剪定枝等処理事業収益	94,231,420	112,440,416	△ 18,208,996
3 びん・缶・ペットボトル選別事業収益	1,009,800,000	1,020,600,000	△ 10,800,000
4 施設管理受託事業収益	156,546,000	152,712,000	3,834,000
ごみ資源化工場施設管理事業収益	80,946,000	77,976,000	2,970,000
中沼プラスチック選別センター施設管理事業収益	34,992,000	34,560,000	432,000
中沼雑がみ選別センター施設管理事業収益	18,792,000	18,036,000	756,000
札幌市リサイクル団地管理事業収益	21,816,000	22,140,000	△ 324,000
5 大型ごみ収集センター管理運営事業収益	20,520,000	20,520,000	0
6 事業系ごみ収集運搬事業収益	6,457,215,795	6,461,984,885	△ 4,769,090
収集運搬事業収益	6,436,753,606	6,406,917,273	29,836,333
分別収集有価物売却収益	20,462,189	55,067,612	△ 34,605,423
④ 雑収益	692,262	680,641	11,621
雑収益	692,262	680,641	11,621
経常収入計	7,740,845,000	7,773,085,981	△ 32,240,981
(2) 経常費用			
① 事業費	7,460,671,077	7,333,447,102	127,223,975
役員報酬	3,163,969	3,209,765	△ 45,796
給料手当	306,713,021	285,240,291	21,472,730
臨時雇賃金	16,492,195	14,415,828	2,076,367
退職給付費用	1,359,237	0	1,359,237
賞与引当金繰入額	23,632,792	18,634,588	4,998,204
法定福利費	56,504,689	53,048,357	3,456,332
福利厚生費	11,116,142	10,909,482	206,660
消耗品費	30,235,710	31,882,084	△ 1,646,374
処分費	3,178,471,188	3,160,003,159	18,468,029
プリペイド袋制作費	49,101,335	45,390,151	3,711,184
機械部品費	26,659,962	19,983,456	6,676,506
消耗什器備品費	12,497,101	10,804,923	1,692,178
保険料	2,408,940	2,792,100	△ 383,160
修繕費	135,027,082	66,868,413	68,158,669
旅費交通費	1,939,694	840,859	1,098,835
通信運搬費	18,062,072	19,480,704	△ 1,418,632
光熱水料費	40,335,647	38,959,290	1,376,357
燃料費	14,435,419	21,028,212	△ 6,592,793
支払手数料	98,829,210	93,357,417	5,471,793
会議費	123,660	0	123,660
委託費	691,035,283	704,946,204	△ 13,910,921
代行料	2,505,608,278	2,480,572,717	25,035,561
広告宣伝費	1,138,800	660,400	478,400
印刷製本費	16,780,743	17,428,755	△ 648,012
諸謝金	633,841	617,136	16,705
賃借料	29,322,754	27,917,676	1,405,078
負担金	988,276	677,720	310,556
雑費	647,431	794,752	△ 147,321
公租公課費	76,998,440	86,860,600	△ 9,862,160
支払利息	11,058,666	15,047,712	△ 3,989,046
貸倒損失	229,028	161,354	67,674
貸倒引当金繰入	1,766,635	343,440	1,423,195
減価償却費	97,353,837	100,569,557	△ 3,215,720

科目	平成27年度 (a)	平成26年度 (b)	増減(a)-(b)
②管理費	27,076,145	28,763,436	△ 1,687,291
役員報酬	6,976,432	7,006,963	△ 30,531
給料手当	2,779,759	3,776,633	△ 996,874
臨時雇賃金	169,942	199,380	△ 29,438
退職給付費用	△ 1,427	0	△ 1,427
賞与引当金繰入額	231,553	299,816	△ 68,263
法定福利費	2,089,930	2,240,973	△ 151,043
福利厚生費	251,663	295,776	△ 44,113
消耗品費	396,509	740,359	△ 343,850
消耗什器備品費	13,824	113,370	△ 99,546
旅費交通費	107,862	188,728	△ 80,866
通信運搬費	765,931	887,075	△ 121,144
光熱水料費	440,720	424,515	16,205
支払手数料	423,231	413,314	9,917
会議費	347,916	302,486	45,430
委託費	3,627,786	3,835,506	△ 207,720
交際費	318,325	145,835	172,490
印刷製本費	482,409	464,701	17,708
諸謝金	2,616,772	2,647,624	△ 30,852
賃借料	4,489,336	4,508,653	△ 19,317
負担金	191,040	209,040	△ 18,000
雑費	30,301	17,238	13,063
公租公課	26,724	19,987	6,737
減価償却費	299,607	25,464	274,143
経常費用計	7,487,747,222	7,362,210,538	125,536,684
評価損益等調整前全当期計上増減額	253,097,778	410,875,443	△ 157,777,665
特定資産評価損益	307,067	△ 684,056	991,123
評価損益等計	307,067	△ 684,056	991,123
当期計上増減額	253,404,845	410,191,387	△ 156,786,542
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
指定正味財産への振替額	0	3,451,160	△ 3,451,160
経常外収益計	0	3,451,160	△ 3,451,160
(2) 経常外費用			
指定正味財産への振替額	0	40,000,000	△ 40,000,000
経常外費用計	0	40,000,000	△ 40,000,000
当期経常外増減額	0	△ 36,548,840	36,548,840
税引前当期一般正味財産増減額	253,404,845	373,642,547	△ 120,237,702
法人税、住民税及び事業税	81,558,206	128,014,570	△ 46,456,364
法人税等調整額	3,241,228	23,534,033	△ 20,292,805
当期一般正味財産増減額	168,605,411	222,093,944	△ 53,488,533
一般正味財産期首残高	1,948,324,901	1,726,230,957	222,093,944
一般正味財産期末残高	2,116,930,312	1,948,324,901	168,605,411
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産からの振替額	0	40,000,000	△ 40,000,000
当期指定正味財産増減額	0	40,000,000	△ 40,000,000
指定正味財産期首残高	40,000,000	0	40,000,000
指定正味財産期末残高	40,000,000	40,000,000	0
III 正味財産期末残高	2,156,930,312	1,988,324,901	168,605,411

(包括外部監査人作成資料)

【札幌市との人事交流について】

団体職員構成等

役員 (単位：人)		職員 (単位：人)	
常勤理事	2	常勤管理職	14
本市OB	1	本市OB	6
本市派遣社員	1	本市派遣社員	1
プロパー	0	プロパー	7
その他	0	その他	0
常勤監事	0	常勤一般職	56
本市OB	0	本市OB	11
本市派遣社員	0	本市派遣社員	0
プロパー	0	プロパー	23
その他	0	その他	22
常勤役員合計	2	常勤職員合計	70
本市OB	1	本市OB	17
本市派遣社員	1	本市派遣社員	1
プロパー	0	プロパー	30
その他	0	その他	22
非常勤理事	5	非常勤職員	10
非常勤監事	2		
役員総数	9	職員総数	80

(平成28年4月1日現在)

10歳代	0	人
20歳代	1	人
30歳代	3	人
40歳代	16	人
50歳代	10	人
60歳代	0	人
平均年齢	45.8	歳

(平成28年7月1日現在)

理事の任期	2	年
監事の任期	4	年
代表権のある 役員 の 就任年月	H24.6	

(環境事業公社、平成27年度事業概要)

環境事業公社に関して、外部監査の結果は次のとおりである。

I-1 業務の概要

1 収集運搬事業

(1) 収集運搬廃棄物の量

家庭ごみ収集運搬事業は札幌市から8業者に委託していることは既に述べた。環境事業公社が行っているのは家庭ごみの収集運搬ではなく、事業系廃棄物及び家庭からの一時多量ごみの収集運搬事業である。環境事業公社は、札幌市内約3万2,000件の事業者から排出される事業系廃棄物の収集運搬を行っている。

ごみの種類は一般ごみ、資源化ごみ、生ごみ、不燃用プリペイド袋によるごみ(金属、軟質プラスチック等)、剪定枝、びん・缶・ペットボトルなどに区分され分別収集されている。

これらのごみの平成27年度の収集量は1,041,990 m³、170,286 tであった。

(2) 事業系一般廃棄物収集運搬の唯一の許可業者

環境事業公社は、伐採物・抜根等を除く事業系一般廃棄物の札幌市における唯一の許可業者であり、環境事業公社が一元的に事業系一般廃棄物を収集する体制（一元的収集体制）が採用されている。

この体制は平成6年から実施されている。

現行の一元的収集体制がとられる以前は、民間許可業者7社が市内の事業所から排出される一般廃棄物及び再生可能品の収集運搬を行っていた。しかし札幌市では、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルを推進するための多分別収集に対応するとともに、小規模事業所から効率的かつ一律料金で収集する体制の確保を目的に、環境事業公社に許可業者として収集運搬体制を統括させ、実際の収集運搬は環境事業公社から従前の民間許可業者7社に作業を代行させるという一元的収集体制がとられることとなった。これにより一般廃棄物排出事業所からの問い合わせ対応及び分別収集等について、統一的な対応をとることができるようになった。

(3) 代行業者及びその選定方法

環境事業公社では、設計額（予定額）が200万円未満の業務以外は指名競争入札により契約当事者を決定するのが原則であるが（一般財団法人札幌市環境事業公社契約規程第4条本文）、業務等の性質又は目的から指名競争入札を行うことが適当でない認められる場合は、随意契約によることができるとされている（同条第1号）。

事業系一般廃棄物の収集運搬業務は設計額が200万円以上の契約であるが、指名競争入札を行うことが適当ではないとして、随意契約によっている。

なお、随意契約に際しては、各分別区分ごとに最安値の見積価格を契約単価とした上で、他の業者が当該価格に同意し契約を希望する場合に、その価格の見積書を徴求し契約する方法を採用している。

(4) 代行業者の業務量

代行業者においては、契約の際に予め事業系一般廃棄物の収集担当エリアが割り当てられている。このエリアは毎年固定されている。見積合せにおいて低い価格を提示しても担当エリアが拡大するというわけではない。よって、現行7社の受注量及び全体に対する比率は、ここ5年分を確認する限り大きな変動はない。

(5) 収集運搬費用

ここ5年間の収集運搬費用は以下のとおりである。1年あたり約23～26億円の範囲で推移している。

年 度	金 額
平成 23 年度	2,643,407,638 円
平成 24 年度	2,359,969,775 円
平成 25 年度	2,381,632,683 円
平成 26 年度	2,480,572,717 円
平成 27 年度	2,505,608,278 円

(6) 現行7社以外の業者の参入に関する法的障壁の有無

現行7社以外を見積合せに参加を認めないという法的根拠があるわけではない。

2 役務及び物品調達について

前項においては事業系一般廃棄物の収集運搬業務について重点的に述べたが、冒頭述べたとおり、環境事業公社の業務は当該業務のほか、調査啓発事業、不燃用プリペイド袋リサイクル事業、資源化事業など多岐にわたる。

これら事業に必要な物品及び役務は、民間業者との契約により調達している。

その調達方法であるが、環境事業公社では設計額（予定額）が200万円未満の業務等の場合は随意契約とされ、それを除く業務等については指名競争入札が採用されている。他方で一般競争入札は採用されていない（一般財団法人札幌市環境事業公社契約規程第4条）。

一般社団法人札幌市環境事業公社契約規程

（契約の方法）

第4条 一般財団法人札幌市環境事業公社が、債務者となる契約は、設計額（予定額）が200万円未満の業務等の場合は随意契約とし、それを除く業務等については、特定の者を指名する「指名競争入札」を原則とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、指名競争入札によらず随意契約によることができる。（以下略）

他方で地方公共団体における契約は、地方自治法により一般競争入札が原則とされており、指名競争入札が認められるには地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に定める場合でなければならない（地方自治法第 234 条第 1 項、同第 2 項、地方自治法施行令第 167 条）。

地方自治法

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。（以下略）

地方自治法施行令

（指名競争入札）

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

札幌市では同法及び同法施行令を受け、購入予定価格が以下の区分に応じてそれぞれ定める金額を超える場合は、一般競争入札の方法によることが原則とされている（札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 40 条，第 84 条）。

- (1) 物品の購入 160 万円。
- (2) 物品の製造の請負 250 万円。
- (3) 物品の借受け 80 万円。
- (4) 物品の修繕 100 万円。
- (5) 役務契約 100 万円。

また、環境事業公社の指名競争入札においては、参加者数を原則 3 名以上と規定している（一般財団法人札幌市環境事業公社契約規程第 6 条）。そのため、例えば予定価格の額が 2,000 万円を超える委託契約においても、指名業者数は 3～4 社となっている。

他方で、札幌市では、予定価格の額の区分に従い、それぞれ参加者の数が一定数以上と定められている（札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第43条第1項，第87条第1項）。

- | | | |
|-----|---------------------|-------|
| (1) | 300万円未満 | 3人以上 |
| (2) | 300万円以上 1,000万円未満 | 5人以上 |
| (3) | 1,000万円以上 3,000万円未満 | 7人以上 |
| (4) | 3,000万円以上 | 10人以上 |

II-1 監査の内容

事業系一般廃棄物の収集運搬業務については、公社の契約規程集、事業系一般廃棄物の収集運搬業務の契約関係簿冊の開示を受け査閲し、その上で現行の一元的収集体制となった経緯及び現状の体制を維持する理由等について担当者にヒアリングをした。

役務及び物品調達については、近時5年分の入札記録のうち予定価格が100万円を超えるものの一覧の開示を受け精査し、さらに入札記録の簿冊を確認し、現状について担当者からヒアリングをした。

III-1 監査の結果

1 事業系一般廃棄物費用の経済性確保について

【意見】

事業系一般廃棄物の収集運搬業務の代行業者の選定について、新規参入が可能とするか、又は現行7社間において競争原理が働く仕組みを採用するなど、業務の安定性に配慮しつつ経済性を確保すべきである。

【理由】

上記のとおり事業系一般廃棄物の収集運搬業務の代行業者を現行7社に限定する法的な根拠は存在しない。

また、現行7社は担当エリアを予め固定されているため、極論ではあるが、ある程度高額の見積額を提示しても、最終的に他社の提示した最低見積額による契約に同意する限り、当該エリアの代行業務を受注できる立場にあるといえる。現行7社ともこのような立場にある以上、現行7社とも、より廉価の見積額を提示する動機付けが存在しないことになる。

その結果、上記に述べた「最終的に他者の提示した最低見積額」も、かかる動機付けのない状態で示されたものであり、経済性の要請が十分に働いたものとはいえない。

そのため、見積額に経済性の要請が働かず、最低見積額といつつも、その額が高止まりしているおそれがある。

よって、新規参入業者の参加の途を用意するか、又は仮に新規参入業者を認めない運用を続ける場合には、最低見積価格を提示した業者については次年度以降、担当エリアを増加させるなど、現行7社間での競争を促進する制度設計を行うべきである。この点は家庭ごみの収集運搬業務及びし尿収集運搬業務で述べたことと同様である。

これに対し、環境事業公社は、事業系一般廃棄物の代行業務について、新規業者を含めた指名競争入札を行うことが適当ではない理由を以下のとおり述べている。

- ・ 事業系一般廃棄物の代行業務は、日常の事業活動と環境の保持に欠くことの出来ない極めて公益性が高い業務であり、一元的収集体制となった平成6年当時に民間許可業者として20年以上にわたり事業系廃棄物の適正処理を行ってきた現行7社を選定した経緯があること。
- ・ 現行7社は公社が推進する多分別収集に併せて必要な車両・人員等を配置し現在まで誠実に代行業務を行っていること。
- ・ 札幌市内において事業系一般廃棄物の代行業務を経験している業者がないこと。
- ・ 事業系廃棄物は減少傾向にあり、今後もごみの減量とリサイクルの推進を目標としていることから、新たな代行業者を選定する必要がないこと。

この点、事業系一般廃棄物の代行業務が高度の公益性を有していることはそのとおである。しかし、高度の公益性を有しているから経済性を考慮しなくて良いとまではいえない。

また、札幌市内において事業系一般廃棄物の代行業務を経験している業者がないというのは、経験させる機会を全く与えていない現行体制から生じた結果であり、新規業者の参入を否定する理由にはならないというべきである。事業系廃棄物が減少傾向にあるとしても、上記のとおり事業系一般廃棄物の代行業務の代行費用は1年あたり約23～26億円にのぼっていることに鑑みると、安定性と経済性の調和が図られた設計とするべきである。

よって上記のとおり意見する。

2 事業系一般廃棄物業務の安定性確保について

【意見】

代行業者の施設、人員、及び財政的基礎の調査を十分に行うべきである。

【理由】

この点も家庭ごみの収集運搬業務で述べたところと同じである。環境事業公社は事業系一般廃棄物収集運搬に関する唯一の許可業者であるが、実際の収集運搬業務は現行7社が代行しているのであるから、環境事業公社において当該代行業者の施設、人員、及び経済的基盤を確認するべきである。

この点、公社は札幌市の求めに応じ、平成20年度までは代行業者の損益状況について資料の提出を受けていたが、平成21年度以降は札幌市からの報告が求められていないことを理由に資料の提出を受けていないとのことである。札幌市が平成20年度以前と平成21年度以降で取扱いの変更をした趣旨は明らかにならなかったが、新規業者の参入という形での競争性を排除して現行7社に固定して代行を継続するのであれば、毎年財務諸表の提出を受けるなど、最低限の財政的基礎の確認を行うことが、その取扱いの正当化のために必要と考える。

よって、上記のとおり意見する。

3 代行業者の業務水準の維持等について

【意見】

代行業務に従事する作業員への支払賃金のほか、正規職員・非正規職員の比率などの状況を把握して、雇用の安定化による業務水準の維持等を要請するべきである。

【理由】

この点も家庭ごみの収集運搬業務について述べたことと同様である。

なお、家庭ごみの収集運搬業務については、札幌市では労働条件調査をしており、委託先作業員の平均賃金等を認識しているが、公社ではそのような取扱いはしていない。

しかし、環境事業公社の代行先である現行7社は、札幌市が家庭ごみの収集運搬業務を委託している現行8社と全て重複していることに鑑みると、少なくとも代行業務に従事する作業員における正規職員・非正規職員の比率等を把握し、業務水準の維持に向けた雇用の安定化等への配慮を要請して行くべきであると考えます。

よって、上記のとおり意見する。

4 役務及び物品調達に関する経済性確保について

【指摘事項】

物品購入及び役務契約において一般競争入札制度を導入すべきである。また、指名競争入札を用いる場合には指名業者数を増加すべきである。

【理由】

上記のとおり環境事業公社においては契約規程上、一般競争入札制度が採用されていない。また、指名競争入札の際の指名業者数は、原則3社以上と規定されている。そのためか、環境事業公社においては予定価格が1,000万円を超える高額契約の指名競争入札においても指名される業者は規定の下限近くである3～4社であることが多い。すなわち制度的に十分な競争が働く仕組みが採用されているとはいえない。

また、実際に公社においてここ数年連続して調達されている同種物品及び役務における指名競争入札の結果をまとめてみると、概ね同一業者が毎年連続して落札していることがわかる（下記の落札業者の表記のうち同一アルファベットは同一業者が落札していることを示している）。

清掃業務1

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H23	プラ	委託	2,919,000	3	A
H24	プラ	委託	2,961,000	3	A
H25	プラ	委託	2,961,000	3	A
H26	プラ	委託	3,304,800	3	A
H27	プラ	委託	3,026,160	3	A

清掃業務2

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H23	中沼	委託	2,730,000	3	B
H24	中沼	委託	2,572,500	3	C
H25	中沼	委託	2,730,000	3	C
H26	中沼	委託	3,078,000	3	C
H27	中沼	委託	3,186,000	3	C

清掃業務3

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H23	駒岡	委託	2,948,400	3	D
H24	駒岡	委託	2,570,400	3	D
H25	駒岡	委託	2,698,500	3	D
H26	駒岡	委託	2,775,600	3	D
H27	駒岡	委託	3,110,400	3	D

ごみ資源化工場ほか施設清掃業務

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H25	資源化	委託	3,108,000	3	E
H26	資源化	委託	3,345,840	3	E
H27	資源化	委託	2,732,400	3	E

重油1

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H25	中沼	物品	85.575円/ℓ	4	F
H26	中沼	物品	89.420円/ℓ	3	F
H27	中沼	物品	53.780円/ℓ	3	F

重油2

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H25	駒岡	物品	88.200円/ℓ	3	F
H26	駒岡	物品	93.740円/ℓ	3	F
H27	駒岡	物品	53.460円/ℓ	3	G

プラント設備定期整備

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H23	中沼	委託	12,390,000	3	H
H23	中沼	物品	8,400,000	3	H
H23	駒岡	委託	15,960,000	2	H
H23	駒岡	物品	11,287,500	3	H
H26	駒岡	委託	21,006,000	3	H
H27	駒岡	委託	29,138,400	3	H

破袋除袋機保守部品

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H23	中沼	物品	6,258,000	3	H
H24	中沼	物品	7,266,000	3	H
H25	中沼	物品	8,242,500	3	H
H26	中沼	物品	5,378,400	3	H
H27	中沼	物品	6,750,000	3	H

定期整備1

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H24	中沼	委託	20,947,500	3	H
H25	中沼	委託	26,565,000	3	H
H26	中沼	委託	17,388,000	3	H

定期整備2

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H24	駒岡	委託	20,737,500	3	H
H25	駒岡	委託	19,950,000	3	H

下期定期整備

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H24	中沼	委託	10,395,000	3	H
H25	中沼	委託	17,850,000	3	H
H26	中沼	委託	53,136,000	3	H
H27	中沼	委託	21,060,000	3	H

定期整備用部品

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H25	駒岡	物品	7,140,000	3	H
H26	駒岡	物品	8,590,320	3	H
H27	駒岡	物品	9,612,000	3	H

サーマルロール

年度	部門	科目	落札金額	指名社数	落札業者
H24	収集	物品	498円/巻	3	I
H25	収集	物品	498円/巻	3	I
H26	収集	物品	510円/巻	3	I
H27	収集	物品	510円/巻	3	I

(包括外部監査人作成資料)

かかる現象が生じているのは、端的に一般競争入札を導入していないこと、及び指名競争入札における参加業者数が札幌市の基準に比べて少ないことが挙げられる。

この点、環境事業公社からは、指名競争入札を採用する理由として、上記のとおり契約規程がそのような建て付けになっていることを前提としつつ、以下の点を挙げている。

- ・ 環境事業公社が指名競争入札により発注する業務は、施設の維持管理におけるプラント設備等の整備や修繕に関するものが多くを占め、これらは施設の運転状況による限られた期間での確実な履行が求められること。
- ・ 業務品質の低下と廃棄物処理の停滞による市民生活への影響の未然防止が求められること。
- ・ 社内業務量の増加の抑制と効率的な処理の観点からは指名競争入札が妥当であること。

これらのうち前二者の理由は、要するに指名するに相当な業者が少ないという趣旨であると思われる。しかし、それは単に環境事業公社が把握している業者数が少ないというだけの可能性も無いわけではない。また、業務品質については札幌市における入札参加資格を参考に用いることなどで対応可能と思われる。

上記のとおり環境事業公社が多数の指名競争入札により多くの役務及び物品を調達していること、その大半において落札者が事実上固定しているといえることに鑑みると、競争性を適切に導入することで得られる経済性は社内業務量増加等による不経済を上回る効果をもたらすものと考えられる。

よって、以上のとおり指摘する。

I-2 業務の概要

環境事業公社と札幌市は、平成2年の環境事業公社設立以来、清掃事業において重要な関係を保ってきている。事業系一般廃棄物の収集運搬業務について環境事業公社一社だけの許可となっているほか、札幌市保有施設の管理やびん・缶・ペットボトル選別業務等受託業務、環境事業公社の自主事業における札幌市保有施設の使用、大学及び札幌市との共同研究などがある。特に委託業務については、すべての契約が随意契約となっており、その委託業務の管理について、札幌市に問題点があることをこの報告書の監査結果により示してきた。環境事業公社は一般財団法人であるが、現在、実施している事業については、すべて札幌中税務署により課税対象となる収益事業と判断されている。

循環型社会推進課が委託業務として環境事業公社と契約したびん・缶・ペットボトル選別業務について、環境事業公社が委託内容の見積りの一部を実施形態と異なる積算で実施していたことは、循環型社会推進課の監査結果で説明している。その点について、環境事業公社の影響を確認することとした。

II-2 監査の内容

委託業務の積算資料とヒアリングをもとに監査を行った。

III-2 監査の結果及び理由

【指摘事項】

平成24年度から自社で行っている残渣運搬業務について、直営業務であるのに委託費として札幌市へ見積りを提出していた。もし、今回の外部監査で委託費積算についてのチェックがされなければ、発見されていない可能性があった。今後、委託契約に基づく委託業務の積算を行うべきである。

【理由】

今回の残渣運搬業務について、その委託業務として札幌市へ委託積算した金額と自社業務として行った実際額について、その差額の再計算を環境事業公社へ求めた。その差額は以下のとおりである。

実際費用－委託積算額＝

平成 24 年度 1,031 千円

平成 25 年度 △2,537 千円

平成 26 年度 △1,519 千円

平成 27 年度 △1,433 千円

(マイナスは利益)

以上のように積算額どおりの要求が札幌市から承認されれば、環境事業公社に利益があったことになる。実際には札幌市における委託発注においては、委託費積算を札幌市として別途、行い委託費支払を行っており、結果として札幌市に損害があったとまでは認定できなかったが、今後、このようなことがないよう、札幌市と環境事業公社は責任を持って対応すべきである。

また、上記のようなことが行われていると、札幌市の委託事業が委託収入によって賄われているものかどうかの判断を行えず、委託事業の継続性の判断を誤ったものとさせる可能性がある。事業損益の正確性が必要である。

I-3 業務の概要（備品）

リサイクル団地内における市有施設の管理業務は、環境事業公社が行っている。資源選別センターは環境事業公社の保有資産であるが、それ以外のプラスチック選別センター、雑がみ選別センター等は札幌市の保有資産である。環境事業公社はこれらの施設において備品を台帳に基づいて管理している。

II-3 監査の内容

リサイクル団地に往査し、設置されている簿冊を確認するとともに必要に応じてヒアリングを実施した。また、リサイクル団地にある施設の稼働状況を確認し、資産の管理状況

を確認した。

Ⅲ-3 監査の結果及び理由

プラスチック選別センター（札幌市保有、環境事業公社使用）の会議室にある机、椅子、映写設備等に備品整理票が貼付されていなかった（札幌市、環境事業公社双方）。

これらの備品は、解散した札幌リサイクル公社のものと推測される。

【意見】

環境事業公社は定期的に備品の実査を行って、台帳にない備品の存在に気付いた際には、その帰属について検討すべきである。上記備品は、環境事業公社が日々の業務で使っているものであると言えるので、実査等で気づくことも可能であった。

環境事業公社は定期的に札幌市と連絡を取り合い、台帳に記載のない備品の所在について確認を受けるべきである。

【理由】

備品の所属が曖昧だと、資産の紛失があっても誰も気が付かないこととなる。また、資産の流用が生じる可能性が高まるため、備品管理についての管理責任を明確にすべきである。

3.12 発寒清掃工場、発寒破碎工場の事故について

I 事故の概要

1 発寒清掃工場及び発寒破碎工場の概要

発寒清掃工場は、札幌市西区発寒に所在する清掃工場であり、平成4年11月に竣工した。同工場の特色としては、排ガス処理・汚水処理・騒音防止・臭気防止の点で高度の公害防止対策を講じていること、ごみ焼却熱を工場内で利用するとともに売電するなど、余熱の有効利用がなされていること、コンピュータによる集中監視制御がなされていることなどが挙げられる。

発寒破碎工場は、発寒清掃工場に隣接する破碎工場で、平成10年9月に竣工した。回転式破碎機1機と剪断式破碎機1機を備えている。破碎工場は、金属類等の燃やせないごみや家具などの大型ごみを細かく砕くという、破碎作業を担っており、一日約30トンのごみを処理している。

2 発寒破碎工場での爆発事故

(1) 爆発事故

① 事故の発生

平成28年9月8日、発寒破碎工場の回転式破碎機の中で爆発があった。

回転式破碎機は高さ約12メートル、幅約3メートルの大きさで、内部の複数の金属製ハンマーが回転し、投入されたごみを砕く装置である。投入されたごみの中に可燃物があった場合に備え、ガスを検知する機器が備えてあり、さらに可燃ガスと空気の比率が爆発範囲とならないよう、蒸気を継続的に噴射する装置も備えてある。

これらの安全装置が稼働していたにもかかわらず、何らかの原因で爆発が生じ、破碎したごみを運搬するベルトコンベヤーの一部が変形した。

② 修繕

発寒破碎工場では、2機の破碎機を備えているため、ごみの受入業務に支障が生じることはなかった。

同工場では、かかる爆発事故の原因を調査するとともに、破碎機の修繕を開始し、平成28年9月15日に修繕を完了して、回転式破碎機の稼働を再開した。

(2) 出火事故

① 事故の発生

平成 28 年 9 月 22 日、発寒破碎工場の回転式破碎機の中で出火があった。

回転式破碎機内部で出火が起こり、内部のごみの一部が燃えた。

なお、破碎機内部での出火を防ぐためのガス検知器及び蒸気の充填装置についても、問題なく稼働していた。

② 事故原因の調査

平成 28 年 9 月 23 日、発寒破碎工場では回転式破碎機の稼働を停止して、原因調査に着手した。

なお、残る剪断式破碎機によりごみの受入れ自体は、従前どおり継続された。

3 発寒清掃工場での錆飛散事故

(1) ノズルカバーの変更

平成 26 年 6 月、発寒清掃工場では、工場にある高さ約 100 メートルの煙突の先端にあるノズルカバーを、それまでの樹脂製からステンレス製に変更した。

(2) 錆の発生と飛散

平成 26 年 6 月以降、ステンレス製のノズルカバーに発生した錆が、雪解け水等に含まれ、風に乗って飛散した。

飛散した錆は、清掃工場周辺の建物や車両に付着し、この錆を除去する作業や塗料を塗り直す必要が生じた。

(3) 周辺住民からの問い合わせ

平成 28 年 2 月、清掃工場に隣接する業者から、同業者の建物に錆色の付着物がある旨の問い合わせがあった。

これに基づき調査を行い、平成 28 年 4 月、かかる付着物が清掃工場の煙突先端部のノズルカバーの錆であると判断した。

(4) 賠償手続の開始

平成 28 年 5 月、札幌市では、清掃工場周辺の建物や車両について、車の塗装や建物外壁に付着した錆の除去費用を賠償するという賠償手続を開始した。

(5) ノズルカバーの取替え

平成 28 年 6 月、発寒清掃工場では、煙突先端部のノズルカバーを、ステンレス製から樹脂製へと取り替えた。

(6) 札幌市議会総務委員会への報告

平成 28 年 9 月 12 日、札幌市環境局は札幌市議会総務委員会において、錆の被害が生じたこと、及び第 3 回定例市議会において個人所有の車両 46 台について合計約 800 万円の賠償金支払の報告予定であること、また、今後の予定として、法人 16 社、個人約 150 名との賠償手続も進めている旨の報告がなされた。

II 監査の内容

上記事故について、担当者に対する質問、関係書類の閲覧等を通じて、各事故の内容、現段階において判明している事故原因、被害状況、これらに対する対応状況等を把握しつつ、これらにおける問題点を確認した。

III 監査の結果及び理由

1 事故対応について

(1) 情報公開の有無について

【意見】

錆の飛散事故は、速やかに事実を公表するべきである。

【理由】

発寒清掃工場における錆の飛散事故については、上記のとおり、平成 28 年 4 月段階で清掃工場に設置している煙突先端部のノズルカバーに発生した錆が原因であると判断していた。

しかし、札幌市では、かかる錆の飛散事故について、対外的に公表することはなかった。

その理由については、①原因物質である錆は強風で飛散したものと考えられるところ、その範囲は自ずと限られ（清掃工場から半径 200 メートル程度）、個別対応が可能と考えられたこと、②成分分析によれば、ダイオキシン等の人体に有害な物質は含まれず、健康被害は生じ得ないと考えられたこと、③風評被害が懸念されたこと、等が挙げられている。

この点、本件の賠償については、市税を投入してなされているものであり、その賠償額も巨額である。

それゆえ、これを検証、監視していくためにも、市民に対しては速やかな情報公開が望まれるところである。具体的にいえば、①被害範囲の限定は、あくまでも想定に過ぎず、

被害範囲を移動・通過する車両等が存在していることからすれば、適切な賠償には、情報公開が不可欠であること、②情報公開については、健康被害が存在しなければならないという取扱いではあるものの、本件のような広範囲で高額な賠償が生ずる場合には、市民による自治の観点から、事故の原因や内容について、市民に必要な情報が公開される必要がある、③風評被害については、専門部署の対応によって処理できる、といった理由により、情報公開がはばかれる理由はないと考えられる。

従って、本件事故のように、清掃工場に関する規模の大きな事故については、市民に対する説明会や説明文書の配布が検討されるべきである。

(2) フェイルセーフの導入について

【意見】

破砕機の防爆を十全化するため多重的な対応策を実施するべきである。

【理由】

発寒破砕工場での爆発ないし火災事故では、いずれもガス検知器及び蒸気充填装置が稼働していた。

それにもかかわらず爆発等が発生した原因については、正確な原因は特定できていないものの、回収物に高い燃焼力を持った可燃性ガスが混入していたためと考えられる。

札幌市としては、これらの高度燃焼物といった危険物が混入しないよう、広報を通じて市民に周知を図り、特に自己搬入者に対してはチラシの配布を行って、混入防止を徹底している。

しかし、こうした搬入者側での対応については、いかにこれを徹底しようとも、過誤は生じうるところであり、危険物混入の排除としては不十分である。

すなわち、破砕工場における火災事故については、火災による人的被害はもちろんのこと、これによる環境汚染等、より広範囲に渡る甚大な人的・物的被害が生じうる可能性が否定できない。そこで、清掃工場や破砕工場といった巨大プラントでは、多層的な防護を施行することが求められる。

本件事故において、現在稼働している防爆装置が万能ではないことが判明しているところ、今後は、搬入者においてなお危険物混入が見落とされ、これが破砕機に混入された場合にも、破砕機内での爆発や火災が起きないように対策を行っていく必要がある。

従って、防爆装置の機能面の検討（耐用年数や効果検証の確認）のほか、搬入段階での展開確認等といった、未然の防御策についても十分な検討がなされるべきである。

2 清掃工場のプラント運営について

(1) 整備について

【指摘事項】

定期整備に際しては、点検項目以外にも、総合的な安全点検の視点を盛り込むべきである。

【理由】

発寒清掃工場においては、他の清掃工場と同様、定期点検が実施されていた。同工場の煙突先端部のノズルカバーについても、錆がいつ発生したかという時期は特定されていないものの、改修を行った平成 26 年 6 月以降に定期点検を実施していた。

この定期点検の際、点検項目につき異常があるかどうかを確認するとともに、特に不定期に改修を行うような箇所については、より詳細な点検を実施することで、想定外の事故の発生を未然に防止できる可能性が高まる。

清掃工場等の巨大プラントでは、ひとたび事故が発生した場合の被害規模が甚大となることから、フェイルセーフとして安全対策は幾重にも施行される。

それゆえ、想定外の事故の防止に資するよう、点検項目に限られない、プラント全体の総合的安全の観点から、定期整備を活用すべきである。

(2) 改修について

【指摘事項】

改修における事前情報収集、及び事後情報の補完について、マニュアルを整備すべきである。

【理由】

発寒清掃工場の煙突先端部のノズルカバー変更の際には、従来の樹脂製（FRP）のものよりも耐久性能等が高く、近年の清掃工場の煙突材料として使用されていることを踏まえ、ステンレス製に変更された。

プラントの改修（煙突先端部の改修はプラントそのものの改修には該当しないが、プラント全体に変更を加えているという点においては、同等に扱われるべきである。）に際しては、上記のとおり、甚大な被害が生ずる危険性もあることに鑑み、より慎重な観点で行われる必要がある。特に、それまで問題が生じていなかった箇所に変更を加える場合には、

変更内容に関する不具合等の事前情報を収集するとともに、事後的にも何らかの不具合が生じていないかを、広く情報収集して見極めを行う必要がある。そして、そうした情報に依拠しながら、導入自体が検討されていかなければならない。

しかし、本件発寒清掃工場においては、先のとおり、近年の清掃工場で使用されており、耐久性能等が高いという観点から、ステンレス製ノズルカバーが導入されているが、ステンレス製ノズルカバーに関する事前情報や事後情報の不足が考えられる。

従って、今後、プラントに関係する過去に例の少ない改修が行われる場合は、他都市における導入事例の調査、メーカーからのヒアリング等の改修に係る事前の十分な情報収集、及び改修後の不具合等の事後的な情報収集を行うなど、改修が適切に行われていることを確認するための規程等を定める必要がある。